

8-8

no. 4

部内資料

図書番号
資料

No. 239/2

小規模機業の実態

— 特に家族労働者について —

昭和29年3月

松山市堀之内町五番地

愛媛婦人少年室

労働省婦人少年局

目 次

	頁
第一部 調査の概要	1
I 目 的	1
II 調査の時期及び方法	1
III 調査地域	2
IV 調査結果の概要	3
1. 協同組合調査	3
2. 事業場調査	4
(1) 事業場	4
(2) 方針条件	5
3. 個人別調査	7
(1) 家族労働者	7
(2) 雇用労働者	8
4. 生活時間調査	9
第二部 協同組合調査	10
I 事 業	10
1. 組合員の事業に關する共同施設	11
2. 資金の貸付	13
3. 福利厚生施設	13
4. その他	13
II 事業場	13
1. 台数規模別	13
2. 企業形態別	14
III 女子労働者	17
1. 規模別	18
2. 渠 別	18
3. 雇用と家族労働者	21

IV	兼業専業主	26
V	労働条件	28
VI	季節的繁忙	29
VII	労働力の供給源	30
VIII	労働組合	30

第三部 事業場調査 31

I 事業場 31

1.	調査の対象	31
2.	企業形態	31
3.	事業開始時期	32
4.	創業前の職業	33
5.	専業、兼業の別	34
6.	社会保険加入の有無	35
7.	作業規則（就業規則）の有無	35
8.	事業の性格	36
9.	労働者数	37
10.	原糸入手先及代金決済	38
11.	製品販売先及代金決済	39
12.	織機台数	40
13.	作業場	41
(1)	作業場の面積	41
(2)	作業場の建物	41

II 労働条件 43

1.	労働時間	43
(1)	始業時刻	43
(2)	終業時刻	44
(3)	実働時間	45
(4)	休憩時間	46
2.	休日	47

(1) 所定休日	47
(2) 2月における休日数	48
3. 賃 金	49
(1) 賃金算定方法	49
(2) 遅刻早退の場合の賃金差引	50
(3) 諸手当	50
(4) 退払手当	51
4. その他	52
(1) 産前産後休業	52
(2) 生理休暇	53
(3) 最近1年間に於ける慰安行事	53

第四部 個人別調査 57

I 労働者 57

1. 労働者数	57
2. 家族関係	58
(1) 配偶関係	58
(2) 家族数	59
3. 学 歴	60
4. 家の職業及び主たる家計の支持者	62
5. 勤続年数、経験年数	64
6. 雇主との関係	69
7. 前 転	70
8. 職業紹介者	71

II 労働条件 72

1. 2月の就業日数	72
2. 2月の欠勤日数	72
3. 2月の手取賃金額	77
4. 賃金支払日	78
5. 臨時賞与又は現物給与	80

6. 通勤時間、通勤方法	81
7. 休日の利用	82
8. 居室、家事の手伝い（住込労働者）	85
(1) 住込労働者の居室	85
(2) 家事の手伝い	86
9. 生理休暇	86
10. 家計補助の有無	87

第五部 生活時間調査	88
1. 実効時間	88
(1) 実効時間	88
(2) 最高最低平均労働時間	90
2. 休憩時間（最高最低平均）	91
3. 睡眠時間（最高最低平均）	92

統計表目次

頁

共同組合の調査

表 1.	協同組合の名称	12
表 2.	台数規模別事業場調	14
表 3.	企業形態別事業場調	15
表 4.	30台以上据付事業場の企業形態	16
表 5.	労働者数別事業場調	17
表 6.	事業規模別女子労働者、有夫者数及びその割合	19
表 7.	県別女子労働者、有夫者数及びその割合	20
表 8.	雇用形態別事業場調	21
表 9.	10台以下の事業場における雇用形態別及びその割合	22
表 10.	事業規模別雇用家族労働者数及びその割合	24
表 11.	県別雇用家族労働者数及びその割合	25
表 12.	規模別兼業事業主調	27
表 13.	兼業の内訳	28
表 14.	算算的繁栄	29

事業場調査

表 15.	企業形態	31
表 16.	事業開始時期	32
表 17.	創業前の職業	33
表 18.	職業、専業の別	34
表 19.	社会保険加入の有無	35
表 20.	事業の性格	36
表 21.	労働者数（家族雇用別、男女別）	37
表 22.	原系入手先及び代金決済	38
表 23.	製品の販売先及び代金決済	39
表 24.	機械台数	41

表 25.	作 業 場	42
表 26.	始業時刻	43
表 27.	終業時刻	44
表 28.	契約時間	45
表 29.	休憩時間	46
表 30.	所定休日日数	47
表 31.	2月の休日日数	48
表 32.	賃金算定方法	49
表 33.	諸 手 当	52

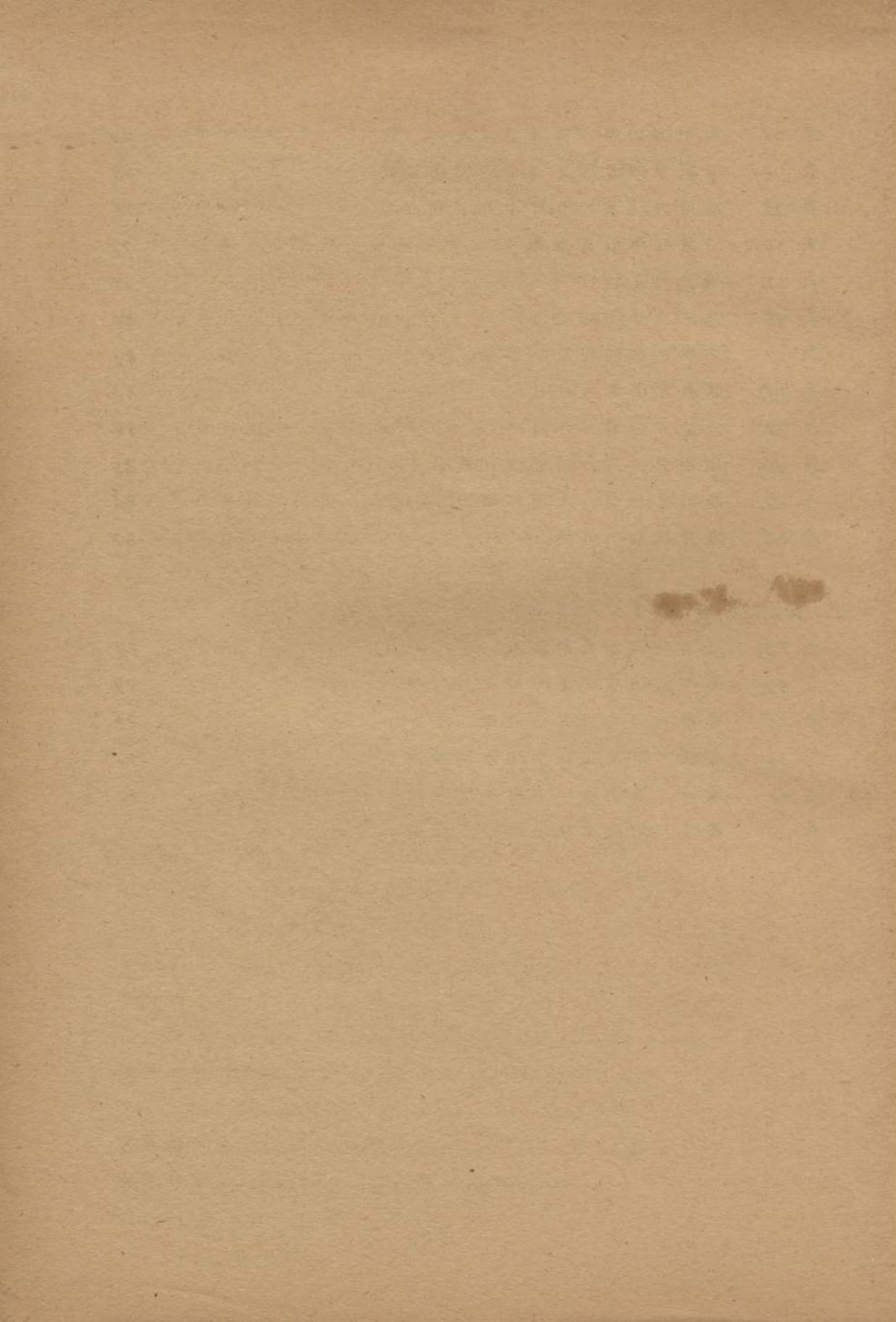
個人別調査

表 34.	年令別性別家族方切者数	55
表 35.	年令別性別雇用方切者数	56
表 36.	家族方切者における配偶関係及び学々前の 子供の有無	58
表 37.	雇用方切者における配偶関係及び学々前の 子供の有無	59
表 38.	雇用方切者における家族数	60
表 39.	家族方切者学歴調	61
表 40.	雇用方切者学歴調	62
表 41.	家の転業（雇用方切者）	63
表 42.	主たる家計の支持者	64
表 43.	家族方切者の勤続年数調	65
表 44.	家族方切者の全職年数調	66
表 45.	雇用方切者の勤続年数調	67
表 46.	雇用方切者の全職年数調	68
表 47.	事業主との関係	69
表 48.	雇用方切者の前転	70
表 49.	雇用方切者の転業紹介者	71
表 50.	家族方切者の2月中の就業日数	72

表 51.	雇用労働者の2月中の就業日数	74
表 52.	家族労働者の2月中の欠勤日数	75
表 53.	雇用労働者の2月中の欠勤日数	76
表 54.	2月の手取賃金額	77
表 55.	賃金の支払日	79
表 56.	臨時賞与現物給与	80
表 57.	通勤所要時間及び通勤方法	81
表 58.	家族労働者の休日	83
表 59.	住込労働者の休日	84
表 60.	住込労働者の居宅及び家事手伝い	85
表 61.	雇用労働者の生理休暇	86
表 62.	家計補助の有無	87

生活時間調査

表 63.	生活時間調査対象数	88
表 64.	家族労働者の実働時間	89
表 65.	雇用労働者の実働時間	89
表 66.	最低 最高及び平均労働時間	91
表 67.	最低 最高及び平均休憩時間	92
表 68.	最低 最高及び平均睡眠時間	93



小規模機業の実態調査

第一部 調査の概要

I. 目的

中小企業特に織物業にあつては、親工場又は同屋に隷属するものが多く、経済的基礎も不安定である。而もその労働力の大半は、女子によつて占められている上に、零細規模の機業にあつては、家族従業員も少くない。且つ、労働条件その他についても一般に劣悪であるとされる。

そこで、本調査においては、古来から機業地として伝統的な15地域（後述）を抽出し、特に零細規模の事業及びこれに働く家族労働者を含めた労働者について、その作業環境、労働条件等の実情を把握するとともに、これに働く女子労働者の保護対策に資そうとするものである。

II. 調査の時期及び方法

本調査は、昭和28年3月、地方婦人少年室が実施したものである。

本調査は、(1) 協同組合調査 (2) 事業場調査 (3) 個人別調査 及び (4) 生活時間調査の四つから成っているが、以下、夫について簡単に述べると次のとおりである。

(1) 協同組合調査 事業場調査は、後述のように、調査対象数が極限されているため、機業地の一般事情を把握するには不十分である。一方、協同組合は、広範囲に機業を包括し、このような一般事情を把握するに便利な上に、事業場調査などの結果を理解するについても参考となるどころ少しとしない。これらの理由から協同組合調査を実施することとしたのであるが、こゝで対象とした協同組合は、地区に設立された協同組合又はこれらの連合体である協同組合連合会となっている。

(2) 事業場調査 (1)の協同組合加入事業場のうち、家族労働者を含めて労働者10人以下の小規模事業場を、協同組合備付事業場

名筈などにより調査地区夫、10事業場宛抽出し、婦人少年室職員が面接のうえ、実施したものである。

(3) 個人別調査 (2)の事業場に働く労働者のすべてについて雇用、家族の別なく、予め作製の調査票に記入を依頼したものである。

(4) 生活時間調査 一事業場につき、労働者4人(家族、雇用を含めて)を選び、一週間の期間について、作業時間、睡眠時間につき、配付の調査票に記入を依頼したものである。

以上4種の調査のうち、協同組合調査は、協同組合の資料整備状況に差異があるので、昭和27年12月を基準とした外は、すべて昭和28年2月現在について調査を行ったものである。

Ⅲ. 調査地域

調査地域は、右に掲げる15地区である。何れも概業地としてそれぞれ伝統を有する地方であつて、小規模事業場も多い地区である。又、営まれる業種は、愛知岡崎地区のガラ紡業、神奈川横浜地区の擦糸業等を除けば、何れも織物業が主体をなしている。

この15地区のなかには、労働形態の極めて特殊なものもある。例えば、鹿児島では、後述するように、一般に仕上高によつて報酬が支払われ又事業の規模に拘わらず、作業時間、休日、休憩等の定めがなく、女子工員が家族とともに公然と“寄宿舎”(集団生活が営まれる寄宿舎というよりむしろ住宅に類似し、且つ、光熱、水料などは“使用者”が負担する。)に居住し手織機をもちこんで作業を営み、又は、工場に隣接

都府県名	調査実施地域
1. 山形	米沢地区
2. 茨城	石下 “ ”
3. 栃木	足利 “ ”
4. 群馬	桐生 “ ”
5. 埼玉	秩父 “ ”
6. 東京	村山 “ ”
7. 神奈川	横浜 “ ”
8. 新潟	十日町 “ ”
9. 福井	福井 “ ”
10. 山梨	谷村 “ ”
11. 愛知	岡崎 “ ”
12. 滋賀	長安 “ ”
13. 京都	西陣 “ ”
14. 兵庫	西脇 “ ”
15. 鹿児島	鹿児島 “ ”

して、上述のような寄宿舎に居住し、工場で作業をしても随時帰宅し、夜間においても自由に工場にでて、作業することができるものが多い。又神奈川横浜地区では、他の地区についても、或る程度あてはまることであるが、燃糸業というよりはむしろ農業を本業とし、燃糸業は、一家の主婦により営まれるものが少くない。これらの人々は、不況期になると燃糸業を中断して、本業の農業に戻り、燃糸業事情が好転すると再び、次の以前の燃糸を始めるものである。更に、東京村山地区にあつても、農業を営み下ら、糸繰機、整経機だけで織機にような作業に従事するものが大部分である。

IV. 調査結果の概要

本調査結果について簡単にその内容を述べれば次のとおりである。

1. 協同組合調査

- (1) 調査対象となつた協同組合は、殆んど例外なく、製品の加工、検査などの事業を実施しているものの、内容、方法等において、夫々の地方の沿革、その他の事情を反映して、著しい開きが見られる。然し、一般的にいうと、製品の品質の向上、販売ルートの開拓のための宣伝、展示会などには、積極的熱意がみられるが、個々の事業に使用される労働者に対する福利・厚生その他の配慮は、あまり、みうけられない。
- (2) 協同組合加入事業場のうち、備付台数10台以下のものは、77%、使用労働者10人以下のものが81%であつて、備付台数30台以上の事業場は、僅か5%にすぎず、大部分は、小規模事業場である。
従て、個人経営のものが90%をしめている。
- (3) 女子労働者は、労働者総数の83%の割合をしめており、事業規模が縮小するにつれてこの割合も高くなつてゐる。
- (4) 純然と家族だけで営まれている事業場は、全体の16%であるが、この調査では、すべて台数10台以下の事業場である。
- (5) 家族労働者は、全体の24%をしめているが、その63%は、労働者5人以下の事業場に働き、又27%は、5人以上10人

以下の事業場に働いている。従つて、家族労働者の 90% は、労働者 10 人以下の事業場に働くものである。

(6) 機業以外の事業をも行う事業主は、調査対象者の 46% で、このうち 90% は、備付台数 10 台以下の事業主である。

又兼業事業主の 78% は農業を営むものである。

(7) 機業に必要な労働力は、当該地区の周辺から大部分を充足しているが、愛知、岡崎地区、神奈川、横浜地区などは、労働力の不足分を、主として東北地方からの移入に仰いでいる。

2. 事業場調査

この部分では協同組合調査を行つた協同組合の名義に基づいて、なるべく家族労働者のある、従業員 10 人以下の事業場を府県毎に各 10 づつ選び（東京は 9 事業場）これら 149 事業場について協同組合調査では得られない個別的な事業場の事業主に関する事項、施設、所定労働条件などを調査しようとしたものである。

(1) 事業場

調査の対象 149 事業場のうち個人経営が約 9 割を占めるが、会社組織をとる事業場も有限、合資、株式合せて 1 割程度ある。そして昭和になつてからこの事業を始めたものが最も多く、大正年間、明治年間の順に少くなつてゐる。特に終戦の年である昭和 20 年以後にこの事業を始めたものは 4 割弱である。この事業を始める前の職業は家業であつたものを含めて、紡織労働者、仲介人など紡織に関係のある職業が半数近くを占め、ついで農業が多い。事業場のうち約 $\frac{3}{4}$ は専業で、残りは兼業であるが、そのなかでは農業との兼業が最も多いが、32 事業場のうち 5 反歩を超える農地をもつものは 4 事業場に過ぎない。

全体の半数近くの 72 事業場がいくつかの社会保険に加入している。加入している社会保険のなかでは、労災保険と健康保険が比較的多く、ついで失業保険、厚生年金保険の順となつてゐる。

自己の計画で生産を行う独立企業が最も多く 66% を占め、

賃織が2割強、下請は1割弱で、以上の二つを併用する事業場も若干ある。

これらの事業場で働く労働者は家族雇用合せて1,092人で、1事業場平均6.9人に当り、家族と雇用の比は大約1:2の割合である。

雇用労働者のうち女子は87%と占め、家族労働者中の女子は雇用労働者より率は少いが、それでも57%を占める。

原糸は糸店から購入する事業場が最も多く、向屋から購入するものはその半数、製糸会社から買う場合は更にその半位である。勿論以上の二つから購入する事業場も若干ある。この場合の代金決済は現金のものと手形のものがいづれも略半数位で、夫々のうちでは後払が即払よりも多い。製品は仲介人に売るもの、向屋へ売るものが多く、ついで、数はずつと少くなつて自分で売るものとなっている。代金受取については手形が103件で現金より多く、この場合も後払が即払よりも多い。

織機台数合計では 福井 190台、栃木 101台以上が多い方で、最少は滋賀 39台、京都 58台などである。又福井、群馬は広巾力織機のみ、山梨、兵庫では広巾力織機が多く、小巾力織機を主として使用しているのは埼玉、新潟、滋賀、京都など、山形、栃木では広巾と小巾を共に相当台数をもち、茨城、鹿児島では手織機が多い。特に鹿児島は手織機のみである。東京、神奈川、愛知は織物でなく紡糸、捻糸をするものである。

作業場の面積は平均37.8坪で最狭は9坪、最広は200坪である。その建物は独立の建物が最も多く88件であるが、事業主住居と同一棟のものも50件ある。

(2) 労働条件

事業場所定の始業時刻は約9割が7時から8時29分までの間のものである。終業時刻は午後6時から同29分までに終るものが28.2%、5時半から59分までのもの17.5%で、全体の約8割は5時から7時29分までの間に終業している。

実働時間は8時間台が最も多く34.2%を占め、9時間台17.5%、10時間台16.8%と時間が長くなる程該当は少くなっているが最低は8時間未満で4%である。休憩は60分以上90分未満が46.3%で最も多く、90分以上2時間未満20.8%、2時間以上12.5%、30分以上土60分未満6.7%の順となっている。

所定休日週1日又は月4日の事業場が約半数であり、月2日の事業場が $\frac{1}{3}$ 強でこれに次ぐ。ところが実際の2月中の休日をみると、電力事情が悪かったことや、旧正月の関係などで、比較的に休日が多く、休日4日のもの37%、2日のもの18%で、5日以上10日まで"のものが24%あった。

賃金額は個人別調査にゆづり、賃金算定の方法は固定給をとる事業場と、能率給の事業場とが共に50余"ほど等しく、能率給と固定給を併用する事業場も37ある。遅刻や早退の場合にも賃金を差引かぬものが74事業場で、差引くもの37事業場より遙かに多い。これは主として、出来高払のため差引く必要がないためと思われる。

諸手当のなかで"は残業手当を支給する事業場が最も多いが、それでも40事業場に過ぎず、支給の基準を2割5分増とするものがほぼ半数でその他はまちまちである。精勤手当、家族手当、その他の手当について記入のある事業場は更に少い。

退屈手当については一般に定めのないのが通例であるが、実際には、長く勤務した労働者が嫁入りのため退屈する場合にタンスなどを与えるようでその実例が報告されている。

産前産後休業については該当者なし、又は無記入の事業場が大部分で、健康保険の加入事業場では保険給付がある筈であるが、それ以外殆んど給付のないのが大部分のようである。生理休暇についても規定がなく、又とる人がない、申し出の例がないというのが多く、よく欠勤するが生理日で休んでいるのかどうかわからないという事業場が、あつたが、これが一般と思わ

れる。又殆んどすべての事業場が昨年中に従業員慰安のため、年ノ、ス回の旅行や、花見、観劇、映画、忘年会などを行っている。

3. 個人別調査

これは事業場調査を行った事業場で働いている事業主を除く家族労働者と雇用労働者の全員について、個別的に面接して、家族の状況や労働条件などを調査したものである。全員を対象としたのであるが、種々の都合で、1,029人に対して75%に当たる775人(うち女子643人)についての調査となった。

(1) 家族労働者

家族労働者数は183人(うち女子116人)で21~30才が最も多く、(43.2%)、18~20才(21.3%)、31~40才、41~50才(共に10.9%)、51才以上(8.8%)の順で最も少いのは18才未満(4.9%)である。雇用労働者に比べて41才以上の割合が比較的高く、18才未満の率が低いのが特長的である。配偶者のある人は87人で半数に近く、そのうち男子の $\frac{2}{3}$ と女子の半数は学令前の子を持つ人々である。

学歴は概して雇用労働者より高く、高小、旧中、小辛、新高、新中の順で男子の方が女子よりも高い学歴を持つ人が多い。

経験年数では5年未満、10年未満、20年以上、15年未満、20年未満の順で、20年以上の経験者が1割近い。

2月中の就業日数をみると、約半数は24日乃至26日就業した人で、20日就業が16.4%、休みなく28日働いた人と1日休んで27日就業の人が共に3.3%(6人)づつである。旧正月の両日で休みが多かった果もある。

一般労働者に対して定められる休日を除き、就業していた人は52.9%を占め、この外に、就業しなかった人はいずれも5%以下である。

休日にも約半数の人が工場の掃除、機械の手入、家事に従事、その他作業をしている。

2月生理のため就業しなかつた人は4人で3.5%に過ぎず、
休まぬ人50.4%、無記入46.1%である。

(2) 雇用労働者

雇用労働者数は592人(そのうち女子527人)で21~30才
が最も多く、(32.5%)、18~20才(24.3%)、こゝまでは家族労
働者の場合と順序が等しく、ついで31~40才(17.4%)、18才
未満それから41~50才(6.9%)、51才以上(1.7%)の順とな
っている。

このうち通勤は住込より多く、約6割を占め、住込は約4割
である。

配偶者のある人は21.6%で家族労働者の場合より遙かに低
率であるが、既婚者の半数強が学令前の子を持っていることは
家族労働者の場合とほぼ等しい。これらの労働者の家族数をみ
ると大体5人家族、6人家族を頂点とする山型を画いている。
そして、平均家族数は5.8人である。

学歴は小卒(35%)、高小(30.6%)、新中(30.1%)などが多くあ
るとは旧中、新高の順である。

家の職業は農業(30.7%)、工員(23%)、商業(9.5%)、無職、
日雇、会社員の順で、その他種々の職業がある。家計を主とし
て支えている人は父(42.6%)、兄弟(17.4%)、夫、本人(共に
14.9%)などが多い方である。

勤続年数をみると、大体、年限が長くなるにつれて該当者は
少なくなつて行く傾向で、経験年数では5年未満、10年未満、15
年未満、20年以上、20年未満の順となっている。

雇主との関係では他人が8割、親類が11.8%、次に縁故、
無記入の順である。前転では他工場で働いていたものが36.1%、
家事に従事していたもの32.8%、学校へ行っていたもの16.7
%などが多い。知人の紹介によりこの職業についたものが約
半数、父母兄弟の紹介によるもの2割弱、親類12.8%、作業
場の友人は5.8%あった。その他15.7%のうちでは自分で直

接探した。又は近所だからという人が多い。

山梨を除いてみると、2月中に20日乃至26日就業した人が約77.3%でそのうち最も多いのは24日就業のものである。休日以外欠勤なしの人が56.8%で、欠勤したうちでは2日欠勤が9.3%、1日欠勤7.8%などが人数の多い方である。

2月中の手取賃金は2,000円台及び3,000円台の賃金を得たものが略半数を占め、5,000円以上10,000円未満18.4%、4,000円台14.9%というような状況で、支払日については大体において、月ノ回払が支配的であるようであるがさまつていないと答えた人もある。そして殆んどの人が過去1年間に、普通金と正月に、多くは現物、時として、現金又はその両者による臨時賞与を貰っており、その内容は個人により、事業場により種々であるが、大体、金と正月に及物ノ反ヅツの程度は貰っているようである。

通勤労働者のうち8割強は所要時間30分未満のもので、そのうちでは10分未満の人が約半数を占める。徒歩通勤は8割強、自転車も含めて交通機関を利用する人は1割2分弱である。

住み労働者のうち休日に家事の手伝いや作業場の掃除をするのは1割弱で88%は自由と答えている。居室は個室が39.9%、寄宿舎が37%、家族と同室20.6%の順である。平常において家事の手伝いをする人は52.1%ある。

2月中に生理のため休んだ人と休まない人との比は約1:10の割合で休んだ人のうち約半数近くは1日休んだ人である。

自分で家族を養う場合も含めて、家計の補助をする人は $\frac{3}{2}$ 強で、家計へ出さない人も約2割ある。

4. 生活時間調査

この調査は対象事業場の一部の労働者に1週間にあたり毎日の生活時間を所定用紙に記入してもらい、それに基づいて、1週間平均の作業時間、休息時間、睡眠時間を計算し、県別の平均をとつたものである。

これで見ると、大體雇用労働者の方が平均約1時間、家族労働者より多く作業して居り、休息時間は逆に家族労働者の平均2時間に対して雇用労働者の平均1時間20分で約40分家族の方が長く休憩している。睡眠時間は家族雇用共に8時間前後で、その差は平均7分にとどまっている。

第二部 協同組合調査

こゝで協同組合とは、昭和24年に制定された中小企業等協同組合法に基いて設立された組織である。協同組合においては、中小規模の各種事業における事業主、労働者その他の者が相互扶助の精神に基いて協同して事業を行うものであり、これらの公正な経済活動の機会を確保することにより、その自主的な経済活動を促進するとともに、その経済的地位の向上を図ることが目的とされる。

協同組合は、(1)事業協同組合、(2)信用協同組合、(3)協同組合連合会及び(4)企業組合の4種類にわけられるが、本調査の対象となった協同組合は、後述するところから知られるとおり、大部分は、事業協同組合であり、協同組合連合会が若干を占めるが、その殆んどは、地域として伝統を有する地方において、明治年間に設立されたものが多い。

I. 事業

事業協同組合及び協同組合連合会の事業については、上述の中小企業等協同組合法に定められているが、参考のため、その内容をみれば次のとおりである。

事業協同組合については、

(1) 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に關する共同施設

(2) 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組

合員のためにするその借入

(3) 組合員の福利厚生に關する施設

(4) 組合員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及をはかるための教育及び情報の提供に關する施設

(5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

(6) 前各号の事業に附帶する事業

又協同組合連合会については、

(1) 會員（協同組合など）の預金又は定期積金の受入

(2) 會員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び會員のためにするその借入

(3) 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する者の事業に關する共同施設

(4) 所屬員の福利厚生に關する施設

(5) 所屬員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

(6) 以上の事業に附帶する事業 が規定されている。

以上は法律の定めるところであるが、各協同組合として實際どのような事業の運営をしているかをみよう。協同組合連合会については、上に述べたように協同組合の場合と殆んど差異がないので、併せて述べると次のようである。

1. 組合員の事業に關する共同施設

調査対象となった15の協同組合（表1参照）は、地域、生産品の種類、事業場数など諸種の条件が異なるので、一律に扱うことはできないのであるが、調査結果からあらわれた協同組合の事業には、加工及び検査に關するものが最も多い。

加工の事業としては、例えば染色、織疵を補修し布面を美しくする整経や起毛などの共同事業が行われている。加工は、もともと専業として織物業とは、別個に成立しているものであるから、

表 1. 協同組合の名称

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	地 区	協 同 組 合 の 名 称
1. 山形県	米 沢	米沢織物協同組合連合会
2. 茨城県	石 下	石下織物工業協同組合
3. 栃木県	足 利	足利織物協同組合連合会
4. 群馬県	桐 生	桐生織物協同組合
5. 埼玉県	秩 父	秩父織物協同組合
6. 東京都	村 山	村山織物協同組合
7. 神奈川県	榛 原	神奈川惣糸協同組合
8. 新潟県	十日町	十日町織物工業協同組合
9. 福井県	吉 田	福井県吉田地区織物協同組合
10. 山梨県	谷 村	谷村織物協同組合連合会
11. 愛知県	岡 崎	愛知カラ紡協同組合
12. 滋賀県	長 浜	滋賀県パイル織物工業協同組合連合会
13. 京都府	西 陣	西陣着尺織物協同組合
14. 兵庫県	西 脇	播州織工業協同組合
15. 鹿児島県	鹿 児 島	鹿児島県織物工業協同組合

このような加工が協同組合の共同事業として行われることにより、加入織物業者の得られる利益は少くないであろう。この種加工の事業は、調査協同組合の半数以上により実施されているが、例えば、西陣、鹿児島にあつては強惣糸加工の共同作業場により行われる。こうした施設の利用率は、共同施設の規模、能力などに自ら制約があるため区々であり、埼玉秩父地区が60%、西陣地区が20%と報告されている。

検査は加工と並んで協同組合の事業として最も多くとりあげられている事業である。検査は、夫、地区の生産製品に対する信用を高めるために行われ合格製品に対し、検査(清)証を交付し、貼付させるものが大部分である。又検査率は、福井の例でいえば検

査所5ヶ所で、内需物が約10%、輸出向で90%となっている。総じて受検率の低いのは、輸出品を除けば、この検査は、業者の自由意思に基づくものであり、必ずしも、検査証がなくとも、高価に取引されるなどの理由によるものである。

以上の外の事業としては、原木の購入又は斡旋、販売（新潟十日町にあっては、産地の約 $\frac{1}{3}$ の販売を扱っている）、保管、運送等の例が報告されている。

2. 資金の貸付

事業資金の貸付も大方の協同組合においては一応実施されている、又事業資金借入の斡旋を始め、埼玉のように織機の買入助成事業設備改善費などの貸付がみられる。又、茨城のように、製品のうれない時期には、製品を担保に銀行からの借入金を斡旋するものもある。

3. 福利厚生施設

福利厚生については、前述の加工、検査ほどに報告されていない。報告のあったものも、年一回乃至二回旅行会、娛樂会を催す程度にすぎないが、なかには、新潟、京都のように集団健康診断を行うものもある。

4. その他

その他事業として報告されたものは、一層少い。このなかには、労働基準法などの相談指導機関さもつ例が、京都及び福井から報告されている。

一般に協同組合は、織物消費税の徴収だけが業務という山梨は別として、製品の度の向上のための研究、製品展示会その他による新販路の開拓には極めて積極的ではあるが、労働者に対する配慮は少なくとも、この調査に關する限り、あまりあうわれていない。

II. 事業場

1. 台数規模別 協同組合加入事業場についてのべよう。協同組合によつては、全然数的資料を有しないものもあり、地方婦人少年室も、非常な困難の下に、数の把握に努めたのであるが、それによ

つてみると、表2によつて知られるとおり、事業場総数5,668事業場のうち、備付台数10台以下のものが4,365事業場で77%をしめるのに対し一応企業として採算のとりうるといわれる最低限度30台以上の事業場は、僅か284事業場で5%にすぎない。従つて、協同組合の構成員の殆んどは、このような小規模機業であることが知られる。

表2. 台数規模別事業場調

昭和28年2月 婦人少年府調

台数規模 都府県名	計	10台以下	20台以下	30台以下	30台以上
山 形	81	37	31	9	4
茨 城	47	41	8	-	-
栃 木	1,318	1,110	152	33	23
群 馬	903	682	145	34	42
埼 玉	410	195	114	46	55
東 京	87	87	-	-	-
神 奈 川	174	170	4	-	-
新 潟	149	107	26	10	6
福 井	279	107	87	33	52
山 梨	295	295	-	-	-
愛 知	611	601	5	3	2
滋 賀	489	488	1	-	-
京 都	293	221	42	14	16
兵 庫	355	104	113	64	74
鹿 児 島	175	120	35	10	10
計	5,668	4,365	763	256	284
%	100	77	13	5	5

2. 企業形態別 協同組合加入事業場の大半は、前述のように零細規模のものである結果として企業形態からみた傾向も、当然に個人経営のものが、圧倒的多数で90%をしめ、次順位の株式組

織のものは、僅か6%をしめるにすぎない。(表3参照)

表3. 企業形態別事業場調

昭和28年2月 婦人少年局調

企業形態 都府県名	合 計	個 人	合 名	合 資	株 式	有 限
山 形	81	74	-	-	-	7
茨 城	49	47	-	2	-	-
栃 木	1,318	1,259	-	-	47	12
群 馬	903	687	3	31	91	91
埼 玉	410	389	-	1	16	4
東 京	87	74	-	2	7	4
新 潟	149	116	-	-	32	1
福 井	279	258	-	5	16	-
山 梨	295	290	-	-	5	-
愛 知	611	588	-	1	21	1
滋 賀	489	477	-	-	1	11
京 都	293	230	1	1	37	24
兵 庫	355	298	1	-	51	5
鹿 児 島	175	164	-	1	7	-
計	5,494	4,954	5	44	331	160
%	100	90	-	1	6	3

註、神奈川は、数字不明のため除く。

これが備付台数30台以上の事業場となると、該当事業のない茨城、東京、山梨、滋賀の4都県を除いた総数284事業場のうち、個人経営のものが45%と前述の90%の半分に低下しているのに対し、株式組織のものは44%と大巾に増加している。更に備付30台以上の事業場の総数に対する企業形態別割合は、例えば株式組織が37.2%の高率をしめるのに対し、個人経営のものは、僅か2.6%をしめるにすぎない(表4参照)

表 4. 30台以上据付事業場の企業形態

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	企業形態	計	個人	合 名	合 資	株 式	有 限
山 形		4	1	-	-	-	3
茨 城		-	-	-	-	-	-
栃 木		23	5	-	-	18	-
群 馬		42	-	1	8	21	12
埼 玉		55	41	-	-	14	-
東 京		-	-	-	-	-	-
新 潟		6	-	-	-	6	-
福 井		52	36	-	5	11	-
山 梨		-	-	-	-	-	-
愛 知		2	-	-	1	1	-
滋 賀		-	-	-	-	-	-
京 都		16	-	-	-	16	-
兵 庫		74	42	1	-	30	1
鹿 児 島		10	4	-	-	6	-
(a) 合 計		284	129	2	14	123	16
%		100	45	-	5	44	6
(b) 事業場総数		5,494	4,954	5	44	331	160
$\frac{a}{b} \times 100$		5.1	2.6	40	31.8	37.2	10

註、神奈川は不明のため除いた。

3. 労働者数別 次は、これら事業場を、使用労働者数別にみよう。これは各地の実情により、当初指示した区分の基準によることのできなかつたものが、相当数みられたため、便宜 10人以下、20人以下及び20人以上の三段階に区分することとしたが、これによると労働者 10人以下の事業場が、総数 5,668 事業場のうち、4,604 事業場 81%で大多数をしめ、次の二階層は遙かに下つて、夫、11%、5%と漸減している（表5参照）

表5. 労働者数別事業場調

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	事業規模	計	10人以下	20人以下	20人以上
山形		81	41	27	13
茨城		49	39	8	2
栃木		1,378	1,265	41	12
群馬		903	693	120	90
埼玉		410	249	92	69
東京		87	70	17	—
神奈川		174	170	4	—
新潟		149	85	30	34
福井		279	220	37	22
山梨		295	294	1	—
愛知		611	504	65	42
滋賀		489	488	1	—
京都		293	189	61	43
兵庫		355	188	100	67
鹿児島		175	109	36	30
計		5,668	4,604	640	424
%		100	81	11	8

労働基準法は、労働時間賃金、その他の労働条件につき就業規則の作成届出義務を常時10人以上の労働者を使用する使用者に負わせているが、上述するところから、一応81%の事業場は、このような作成届出義務を負しないのであるが、後述するように、加入事業場のなかには、相当数の家族従業員も含まれているので、実際に就業規則の作成届出義務を負しない事業場は、この81%を遙かに上廻ることとなろう。

Ⅲ. 女子労働者

性別による労働者数については、協同組合の資料不備などのため、

群馬外5県については、報告がえられなかったのもこれを除いた東京外8県についてみよう。

これら地区における協同組合加入事業場 3,380 事業場における労働者総数は、24,521人であるが、このうち女子は、20,460人で全体の約83%をしめている。一方有夫の女子労働者は、3,625人で女子総数に対し20%の比率を示しているが、これは大規模事業場の場合に比べ、遙かに高率である。即ち地方女子労働者50人以上を使用する事業場（事業場の種類を問わない）における昭和27年向について行つた婦人少年局の調査による有夫者の女子にしめる同年末の割合（10%弱）に比し、2倍に達している。このことは、中小機業においては、婚姻後の女子労働力が、一般産業における以上に多いことを示している。

1. 規模別。女子労働者及び有夫者を労働者数別にみたものが、表らであるが、労働者総数中にしめる割合は、労働者5人以下の事業場の89%を頂点に50人以上の73%が最下限をなしている。即ち事業の規模が縮小するに従い、女子労働者のしめる割合が高くなる。従つて、小規模事業場にあつては、その労働力の殆んどは、女子により構成されている。

一方有夫者については、事業規模30人以下の階層が一つの山をなしてあるが有夫者のしめる割合も事業の規模が大となるにつれて、低下してくる。

2. 県別。労働者総数にしめる女子の割合を県別にみると鹿児島が最も高率で90%を越し、他は80%前後にあるが、東京村山地区のみは、ひとり35%と著しい低率を示している。

有夫者については、鹿児島及び東京が夫々57%、45%ととりわけ高率であることと、山形、茨城が30%と比較的高い結果が示されている。

鹿児島が、このような顕著な結果を示したのは、同地区の労働者は奄美大島からの移住者が多いことと寄宿舎（いわゆる寄宿舎）と異り、往居であつて、女子の家族が公然と生活しており、尤然、

表6. 事業規模別女子労働者有夫者数及びその割合

昭和28年2月 婦人少年局調

事業規模	(a) 総数	(b) 女子	(c) 有夫者	事業場数
5人 以下	2,846 ^人	6,999 ^人 (6,739)	1,263 ^人	2,090
10人 以下	5,631	4,716 (4,156)	753	835
20人 以下	4,265	3,460 (3,060)	677	293
30人 以下	1,973	1,606 (1,341)	360	80
40人 以下	1,208	989 (901)	187	35
50人 以下	643	526 (443)	71	14
50人 以上	2,955	2,164 (1,810)	314	33
合 計	24,521	20,460 (18,450)	3,625	3,380

註1. () 内は福井のかを除いた人員

2. 群馬、埼玉、神奈川、山梨、新潟、兵庫は、数字不備のため除いた。

3. 福井の有夫者は不明のため除いた。

%

	女子の割合 $\frac{(b)}{(a)} \times 100$	有夫者の女子に対 する割合 $\frac{(c)}{(b)} \times 100$	総 数	女 子	有 夫 者
5人 以下	89%	19%	32%	34%	34%
10人 以下	84	18	23	23	21
20人 以下	81	22	17	17	19
30人 以下	81	26	8	8	10
40人 以下	82	20	5	5	5
50人 以下	82	16	3	3	2
50人 以上	73	17	12	10	9
合 計	83	20	100	100	100

表 7. 県別女子労働者、有夫者数及びその割合

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	事 項	(a) 従業員総数	(b) 女 子	(c) 有 夫 者	事業場数
山 形		1,092	909	271	81
茨 城		356	294	90	47
栃 木		6,732	6,293	1,264	1,318
東 京		580	200	90	87
福 井		2,448	2,010	—	279
茨 知		5,739	4,745	477	611
滋 賀		1,402	1,081	107	489
京 都		4,081	3,056	281	293
鹿 児 島		2,091	1,872	1,068	175
計		24,521	20,460 (18,450)	3,625	3,380

註 1. () は福井を除いた計

- 2 群馬、埼玉、神奈川、山梨、新潟、兵庫は数字不備のため除いた。
3 福井の有夫者は不明のため除いた。

	女子の割合 (b) (a) × 100	有夫者の女子に対する 割合 (c) (b) × 100
山 形	83 %	29.8 %
茨 城	83	30.6
栃 木	93.4	20
東 京	35	45
福 井	82	—
茨 知	83	10
滋 賀	77	10
京 都	75	9
鹿 児 島	90	57

水道料などは“事業主”が負担する)に居住し、手織機をもちこんで働いていること又は工場に隣接して上述の如き寄宿舍があり、随時、帰宅でき又夜間にあつても、自由に工場に出て働くことのできるなど労働の規則が全然ないなどの特殊事情が関係していると思われる。

3. 雇用と家族労働者

雇用の形態からみた事業場数は表8に示される。資料不備のため、報告のえられなかつた埼玉を除き、純然と家族だけで運営されている事業場は、5,258事業場のうち864事業場で16%をしめ、家族の外に、労働者を雇用して事業を営むものは3,348事業場で64%をしめる。

表8 雇用形態別事業場調

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	事項	計 (d)	雇用労働者のみの事業 (a)	家族労働者のみの事業 (b)	雇用・家族労働者の事業 (c)
山形		81	37	-	44
茨城		49	1	1	47
栃木		1,318	171	199	948
群馬		903	73	85	745
東京		87	-	40	47
神奈川		174	15	60	99
新潟		149	34	26	89
福井		279	33	35	211
山梨		295	51	100	144
愛知		611	10	160	441
滋賀		489	185	81	223
京都		293	74	26	193
兵庫		355	355	-	-
鹿児島		175	7	51	117
計		5,258	1,045	864	3,348
%		100	20	16	64

註 埼玉は数字不明のため除いた。

表9. 10台以下の事業場における雇用形態別及びその割合

昭和28年2月 婦人少年電調

事業場名	雇用有りのみの事業場 (a')	家族有りのみの事業場 (b')	雇用と家族有りの事業場 (c')	計 (d')	(a') × 100 (a)	(b') × 100 (b)	(c') × 100 (c)	(d') × 100 (d)
山形	14	—	23	37	38	—	52	45
茨城	—	1	40	41	—	100	85	84
栃木	82	199	829	1,110	48	100	87	84
群馬	—	85	597	682	—	100	80	76
東京	—	40	47	87	—	100	100	100
千葉	11	60	99	170	13	100	100	98
新潟	5	26	76	107	15	100	85	72
福島	—	35	72	107	—	100	34	39
山梨	50	100	144	294	98	100	100	99
愛知	—	160	441	601	—	100	100	98
滋賀	184	81	223	488	100	100	100	100
京都	12	26	183	221	16	100	95	72
兵庫	104	—	—	104	29	—	—	29
鹿児島	1	51	68	120	14	100	58	69
計	463	864	2,842	4,169	44	100	85	79
%	11	21	68	100				

註：数字不明のものは除いた。

これをいわゆる零細規模と考えられる台数 10 台以下の事業場についてみよう。(表 9) 該当事業場総数 4,169 事業場のうち、家族の外に労働者を雇っているものが 2,842 事業場 68% で最も高いことは上と交りはないが、家族だけのものが 21% で、雇用労働者だけの事業場 11% の二倍近い割合で、上と反対の傾向を示していることは、小規模機業においては、家族の労働力をその支柱とするものが多いことを明らかにするものである。又調査対象事業場のうち、家族労働のみにより構成されている事業場がすべて台数 10 台以下の規模にあることにより、家族労働により成立する事業場は、すべて、零細規模のものであることが明白にされる。これと明らかに対立するものは、雇用労働者だけの事業場で、台数 10 台以下の規模の事業場は全体の僅か 44% にすぎない。

これを労働者の規模別にみたものが表 10 である。報告のあった 9 地区(表 10 の地区と同一)において対象となった家族労働者の総数は 5,996 人であるが、このうち 3,737 人 約 63% は、労働者 5 人以下の事業場に働き又 1,626 人(27%) は、労働者 5 人以上 10 人以下の事業場に働いている。即ち、家族労働者の 90% は、労働者 10 人以下の事業場だけでしめられているわけである。

又各事業規模における家族労働者とそれ以外の割合をみると、5 人以下の場合には、累、相等しいのが、労働者数が増加するにつれて両者の差は、次第に開き、50 人以上の事業場では、雇用労働者 99 人に対し家族労働者は僅か 1 人の割合を示す程になる。

全体の平均では、雇用労働者 76% に対し家族労働者は 24%、換言すれば調査対象労働者 4 人のなかには約 1 人の家族労働者が含まれているが、県別内訳を表 11 によつてみると東京・村山機業地が全体平均と反対に家族労働者が雇用労働者よりも多い唯一つの結果を示している(家族労働者は 64%) のを除けば、他はすべて雇用労働者が多くなっている。このうち栃木は、家族労働者が 37% をしめて最も高率であり、山形、鹿児島が最も低率で

表10. 事業規模別、雇用、家族労働者数及びその割合

昭和28年2月 婦人少年局調

事業規模 \ 事項	事業場数	計	雇 用	家 族
5人 以下	2,090	2,846 ^人	4,109 ^人	3,737 ^人
10人 以下	835	5,631	4,005	1,626
20人 以下	293	4,265	3,773	492
30人 以下	80	1,993	1,897	76
40人 以下	35	1,208	1,186	22
50人 以下	14	643	630	13
50人 以上	33	2,955	2,925	30
計	3,380	24,521	18,525	5,996

事業規模 \ 事項	雇 用	家 族	雇 用	家 族	計
5人 以下	22%	63%	52%	48%	100%
10人 以下	22	27	62	38	100
20人 以下	20	8	88	12	100
30人 以下	10	1	96	4	100
40人 以下	6.5	} 1	98	2	100
50人 以下	3.5		97	3	100
50人 以上	16		99	1	100
計	100	100	76	24	100

註：群馬、埼玉、神奈川、山梨、新潟は数字不明のため除いた。

表11 県別雇用、家族労働者数及びその割合

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	事項	計	雇用労働者数	家族労働者数	事業場数
山形		1,092 ^人	1,004 ^人	88 ^人	81
茨城		356	303	53	47
栃木		6,732	4,128	2,604	1,318
東京		580	210	370	87
福井		2,448	1,960	488	279
愛知		5,739	4,515	1,224	611
滋賀		1,402	992	410	489
京都		4,081	3,526	555	293
鹿児島		2,091	1,887	204	175
計		24,521	18,525	5,996	3,380

都府県名	事項	計	雇用	家族
山形		100%	91%	9%
茨城		100	85	15
栃木		100	61	39
東京		100	36	64
福井		100	80	20
愛知		100	79	21
滋賀		100	70	30
京都		100	86	14
鹿児島		100	90	10
計		100	76	24

註、群馬、埼玉、神奈川、山梨、新潟は数字不明のため除いた。

夫、9%、10%を示している。

なお家族労働者にしめる女子の割合については各地区の特殊事情により可成りの差異が考えられるところであるが、一、二の府県以外からの数字は得られなかった。京都の場合は、家族労働者555人のうち女子は66%で、雇用労働者の77%に比べ、若干低下しており、又栃木の場合はともに93%強を示しており、何れも、女子労働者が多いという結果を示している。

IV. 兼業事業主

こゝで兼業事業主とは、概業に加えて、それ以外の事業をも、併せ行っている事業主を意味する。この調査では、群馬、矢野は、その数が不明であるが、これを除いた東京外12府県についてえられた結果について述べる。

即ち、事業主総数4,410人のうち、兼業のものは2,038人で46%としめる。この2,038人の事業主は、台数10台以下のものが殆んどで90%をしめる。

又台数階層別にみると、本調査対象となった事業場の合計が10台以下が3,577事業場、20台以下が505事業場、30台以下が158事業場及び30台以上が168事業場であるから、兼業事業主の当該階層に属する事業主全体に対する割合は、夫、51.4%、22%、26%及び27%となるが、10台以下の階層が最も高率で、事業主の半分以上は兼業を行うものである。

県別にみると、東京・村山地区が全数、兼業者である外、滋賀・長浜地区が85%、神奈川・横浜地区が69%、愛知・岡崎地区が66%、埼玉・秩父地区が51%で高率を示している（表12参照）

この兼業事業主2,038人の兼業の内訳をみると農業が大部分で73%をしめ、以下商売が11%でこれに残っている（表13参照）

総じて、農村にあっては、職物を副業とするものが多く、一方、市街地にあっては、職物商を兼ねるものが少くない。

表12. 規模別農業事業主調査

昭和28年2月 婦人少年局調

事業 都府県名	事業主数	兼業者計	兼業率	10台以下	20台以下	30台以下	30台以上
山形	81	0	-	-	-	-	-
茨城	47	6	12	6	-	-	-
栃木	1,318	523	39	501	19	3	-
埼玉	410	211	51	106	50	24	31
東京	87	87	100	87	-	-	-
千葉	174	120	69	120	-	-	-
新潟	149	35	23	25	10	-	-
福井	279	115	41	75	20	10	10
山梨	295	6	2	6	-	-	-
愛知	611	405	66	395	5	3	2
岐阜	489	419	85	419	-	-	-
京都	293	72	24	66	4	1	1
鹿児島	115	39	22	33	4	-	2
計	4,410	2,038	46	1,839	112	41	46
%		100%		90%	5%	2.5%	2.5%

註. 群馬、兵庫は不明にうき除いた。

表13 兼業の内訳

昭和23年2月 婦人少年局調

	兼業事業主	農 業	漁 業	林 業	商 業	その他
	人	人	人	人	人	人
山 形	-	-	-	-	-	-
茨 城	6	5	-	-	1	-
栃 木	523	333	-	162	28	-
埼 玉	211	191	-	-	3	17
東 京	87	87	-	-	-	-
神奈川	120	120	-	-	-	-
新 潟	35	34	-	-	1	-
福 井	115	112	-	-	2	1
山 梨	6	5	-	-	-	1
愛 知	405	305	-	-	100	-
滋 賀	419	387	-	-	-	32
京 都	72	-	-	-	72	-
鹿 児 島	39	14	1	-	8	16
計	2,038	1,593	1	162	215	67
%	100%	78%	-	8%	11%	3%

V. 労働条件

労働時間、賃金等の労働条件については、後述の事業場調査、個人別調査にその詳細を譲るとして、ここでは協同組合で把握した大体の傾向につき、当該地方婦人少年室より報告のあつたものをみると、労働時間は、事業規模が小さくなるにつれて長時間に及ぶ傾向にあり又休憩時間は、一般に一時間で、なかには午前午後各、30分の休憩時間を含めて2時間というのも少くない。休日について月2回の建前が、調査当時の電力事情悪化による休電日があつたなどのため、週休制が多くなつてゐる。初任給は、各地区により区々であるが、月3,000円～3,500円が一般であり、女子が大部を占める職工は、

産率給を採るものが多い。この外益年未などにおける製品一反とか下駄手拭地などの現物給与が、こうした機業の慣例として報告されている。

Ⅶ 季節的繁忙

これら織物生産の季節的繁忙の差をみたものが表14である。特に事業の中断時期のないのが大部分であり、一般的には夏場が閑期にあるといえよう。

表14 季節的繁忙

昭和28年2月 婦人少年局編

郡市名	事項	季節的繁忙		
		最 繁 期	閑 期	中断の時期
山形		4月	7～8月	ナシ
茨城		10. 4. 5	6～8	ナシ
栃木		庄巾 4. 5 小巾 9. 10	庄 7. 8 4. 5	ナシ (季節物切換の爲)
群馬		5～12. 2	6	ナシ
埼玉		9～1	3～5	ナシ
東京		11～12	6～7	ナシ
神奈川		10～2	3～8	4～7
新潟		9～12	4～7	
福井		—	—	—
山梨		9～12	4～6	
愛知		—	—	—
滋賀		9～11	3～5	6. 7
京都		9～11	5～7	
兵庫		2～5 11～12	8～9	8～9
鹿児島		8～2	4～6	

VII 労働力の供給源

一般に本調査対象の機業における労働力は、地区周辺の農村から半分以上を充足しているが、愛知、岡崎地区のように、男子の約20%、女子の35%を、山形、秋田、福島、宮城など東北地方の遠隔地から求めるものもある。

中小機業における労働力は、その労働条件が近代的工場に比較して劣ることや、いわゆる「織工」に対する伝統的蔑視観などに悩まされ、中々求め難いようであり、神奈川横浜地区のように附近の工場地帯や求職基地に地区の労働力が吸収されるため他県、主として東北地方の労働力移入計画を立てる例も報告されている。

VIII 労働組合

本調査の対象となつた機業は、中小規模であること及び女子が労働力の主軸となしていることなどから、その労働組合組織率が極端に悪く、又その活動も振わないのが実情であるが、報告のあつたものは、栃木（秋田絹織物工場労働組合、組合員135人）、新潟（十日町繊維工業労働組合、組合員約2,700人）、京都（全面陣織物労働組合）、兵庫（播磨織工業協同組合労働組合、オリエンタル織物労働組合）だけにすぎない。このうち京都の全面陣織物労働組合は、既に紹介されているので、十日町繊維工業労働組合などは注目されるものであろう。この労働組合は昭和21年5月結成され、同年11月に、使用者（十日町織物経営者協議会）との間に労働協約を締結した。この労働組合員は、十日町織物工業協同組合加盟工場従業員のすべてにより構成されている。

第三部 事業場調査

1 事業場

1. 調査の対象

調査の対象は協同組合調査を行った15都府県15の樞業地から協同組合の名義によつて、なるべく、家族労働者のある、従業員10人以下という基準で選定した各10事業場（東京は9事業場）合計149の事業場である。調査は昭和28年3月中に2月分について実施したものであるが山梨の場合は3月分について調査してある。

調査は事業主から直接聴取し説明を受ける方法によつた。

2 企業形態

企業の形態は協同組合調査から推察出来るように、そして小規模事業場を選んだ関係もあつて約9割にあたる134事業場が個人経営で、その他は有限会社9事業場、合資会社3事業場、株式会社2事業場がある。（表15）

表15 企業形態

昭和28年2月対人少事業場組

都府県	企業形態	計	個人	合 資	株 式	有 限
山形	形	10	10			
茨城	城	10	9	1		
栃木	木	10	9			1
群馬	馬	10	10			
所沢	玉	10	10			
東京	京	9	5	1	1	2
神奈川	川	10	6	3		1
新潟	潟	10	9		1	
山梨	井	10	10			
愛知	梨	10	8			2
岐阜	知	10	10			
京都	都	10	9			1
兵庫	都	10	10			
大阪	兵	10	9			1
奈良	慶	10	10			
計		149	134	5	2	8
%		100	89.9	3.4	1.3	5.4

3 事業開始時期

事業開始の時期を表 16 のように明治年間，大正年間，昭和元年～9年，昭和10年～19年，昭和20年～24年，昭和25年以降に区分すると、明治年間が13事業場，他はいずれも25乃至30事業場をほぼ等しくなっている。

昭和20年以降に事業を始めた事業場は4割弱である。

戦時中に企業整備を行つた事業場は58で38.9%に当る。

表 16 事業開始時期

昭和28年2月 婦人年寄調

事業場名	時期	計	明治	大正	昭和元年以降	昭和10年以降	昭和20年以降	昭和25年以降
山形	(2) 10	1		(2) 3	1	1	4	
茨城	(2) 10	(2) 2	1	2	4	1		
栃木	(4) 10	(1) 1	(1) 4	(2) 3		2		
群馬	(4) 10		1	(2) 2	(2) 5	2		
埼玉	(1) 10		(1) 1			3	6	
東京	(8) 9	(3) 3	(3) 3	(1) 1	(1) 1	1		
神奈川	(2) 10	(1) 4		(1) 3	1	1	1	
新潟	(1) 10		(5) 6	1	(2) 3			
福井	(5) 10	(1) 1	(1) 1	(2) 5	(1) 1	1	1	
山梨	(1) 10	(1) 1	(1) 1	(2) 2	(1) 3	1	(1) 2	
愛知	(2) 10				1	(1) 5	(1) 4	
滋賀	(5) 10		(3) 6	(2) 2	1	1		
京都	(4) 10		(1) 1	1	(3) 3	3	2	
兵庫	(2) 10		(1) 1	(1) 1		5	3	
鹿児島	(4) 10			(1) 2	(5) 3	3	2	
計	(58) 147	(9) 13	(77) 26	(16) 28	(13) 24	(1) 30	(2) 25	
%	100	8.2	17.5	18.8	18.1	20.1	16.8	

註 1) 明治一昭和20年以前のものゝ戦時中企業整備をうけたものはその数字を()に記入した。

2) 昭和20年以降，25年以降と計3の整備事業場があるのは整備後再雇の時期を記入したものと思われる。

4. 創業前の取業

これらの事業主がこの事業を始める前についていた取業をみると、紡織関係の事業を全営していたものが最も多く35件であつて、そのなかには、家業が機業であつたもの、分家してやはりこの取業を始めた、賃機の織元であつた、又はメリヤス製造業などがある。ついで紡織関係者27件、農業27件、会社員13件、工員8件、仲介人6件その他24件の順である。

以上のうち紡織に関係のある取業に従事していたものを合計すると70件で147事業場に対し47%に当る。又その他の24件のなかには精米業、履物業、大工、貿易商、製材業、警察官、店員、呉服屋がある。

表17 創業前の取業

昭和28年2月 婦人少年局編

姓 名	計	農 業	紡織業	仲介人	紡織関係	会社員	工 員	その他	無	不明
山 形	10	1		1	5	1		2		
茨 城	10	3	1		2	2	1		1	
栃 木	10		8		1				1	
群 馬	10	5			2			1	1	1
埼 玉	10		2	2		3	2	1		
東 京	9	3	4		2					
神奈川	10	3	2	1		1	1	2		
新 潟	10	1	4		2	1	1	1		
福 井	10	1	2		1		2	3		1
山 梨	10	3	2		2			3		
愛 知	10	1	5	1		2		2	1	
滋 賀	10	5			1	1		3		
一 京 都	10		3		5	1		1		
兵 庫	10	1	1	1	1	1	1	4		
鹿 児 島	10	1	3		5			1		
計	147	28	35	6	29	13	8	24	4	2
%	100	18.8	23.5	4.0	19.5	8.7	5.4	16.1	2.7	1.3

5. 専業、兼業の別

専業は 111 事業場で全体の 74.5% に当る。残りの 38 事業場が兼業であるが、兼業のうちでは農業との兼業が最も多く、32 事業場でそのうち農地 3 反以下のもの 17 事業場、5 反以下 11 事業場、5 反を超えるもの 5 事業場という結果になっている。農業以外の兼業は極めて少く、会社員 3、商業 1、木工業 1、機械器具製造 1、及び農業と製茶と兼業 1 (東京) である。県別にみると、専業のみの府県は茨城、栃木、埼玉、福井、京都、鹿児島などで、群馬、東京、神奈川、滋賀などでは兼業が専業よりも多い。(表 18)

表 18 兼業、専業の別

昭和 28 年 2 月 婦人労働局調

都府県名	計	専業	兼業				
			農業	商業	木工業	工業	会社員
山形	10	8					2
茨城	10	10					
栃木	10	10					
群馬	10	3	7				
埼玉	10	10					
東京	9	1	8				
神奈川	10	2	7				1
新潟	10	8	2				
福井	10	10					
山梨	10	7	2			1	
愛知	10	9		1			
滋賀	10	4	6				
京都	10	10					
兵庫	10	9			1		
鹿児島	10	10					
計	149	111	32	1	1	1	3
%	100	74.5	21.4	0.7	0.7	0.7	2.0

6. 社会保険加入の有無

全体の半数近いクヌ事業場がいずれか一つ又はそれ以上社会保険に加入している。加入している社会保険のなかでは労災保険と健康保険がそれぞれ1事業場、4事業場でいずれも略ぎに当り、失業保険は2事業場、厚生年金保険は23事業場が加入している。鹿児島では10事業場とすべての保険にも加入していない。(表19)

表 19 社会保険加入の有無

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県	事業場数	健康保険	厚生年金	失業保険	労災保険	加入事業場数
山形	10	2	2	1	2	2
茨城	10	6	2	8	8	8
栃木	10	5	5	1	3	6
群馬	10				3	3
埼玉	10	4	1	2	3	6
東京	9	3	1	1	1	3
神奈川	10	8	3	2	4	8
新潟	10	5	4	5	4	7
福岡	10	3	3	4	5	5
山梨	10	2	1	1	2	3
愛知	10	2			8	9
滋賀	10	1	1	1	1	1
京都	10	2		1	2	4
兵庫	10	5		2	5	7
鹿児島	10					
計	149	48	23	29	51	72
%		32.2	15.4	19.5	34.2	48.3

7. 作業規則（就業規則）の有無

就業規則又は作業規則についてはあるもの30事業場ないもの119事業場である。ある方は茨城10事業場 神奈川9事業場

が多い方であるが共に伐同組合が制定した共通の規則である。

8. 事業の性格

自己の計画で生産を行う独立企業が78事業場で65.8%に当り、賃織(神奈川の場合賃拵)を行うものが31事業場で20.8%下請生産を行うものが14事業場(織物同屋の下請4、織物業者の下請4、その他の下請が不明のもの6)で9.4%、以上の二つを併用する生産を行うもの6事業場である。(そのうち独立と賃織が3、独立と下請2、

下請と賃

織1)県別にみると群馬と兵庫では10事業場とも下請又は賃織であり、茨城、東京、滋賀、鹿児島ではいずれの事業場も独立企業である。

表20 事業の性格

昭和28年2月婦人少年局調

都道府県	独立企業	下請生産			賃織	左の2つ以上にあたるもの		
		織物同屋	織物業者	不明		独立と下請	独立と賃織	下請と賃織
山形	2		1				2	
茨城	10							
栃木	2		1					
群馬			1		9			
埼玉	9				1			
東京	2							
神奈川	3		1		5		1	
新潟	2			1	1	1		
福井	6				3			1
山梨	2			2	1			
愛知	6				3	1		
滋賀	10							
京都	5	*		1				
兵庫				2	8			
鹿児島	10							
計	98	4	4	6	31	2	3	1
%	65.8	9.4			20.8	2.0		

9. 労働者数

調査対象事業場に働く労働者は家族、雇用労働者合せて1,029人（1事業場平均 6.9人）で男子は231人（22.4%）女子798人（77.6%）である。

雇用労働者のみをみると女子の比率は更に高くなつて、男女計699人のうち女子は609人で87.2%を占める。雇用労働者で男子の方が多い県はなく最も男子の多い東京でも大体男子2人に対し女子3人の割合であり、男子の最も少いのは鹿児島で、男子1人、女子75人となっている。

家族労働者は331人で32.2%にあたり、その中では、男子の占める率は雇用の場合より比較的が多いがそれでも42.9%である。

表21 労働者数（家族・雇用別・男女別）昭和28年2月 統計局編

都道府県名	合 計			家 族			雇 用		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
山形	11 [^]	59 [^]	70 [^]	8 [^]	14 [^]	22 [^]	3 [^]	45 [^]	48 [^]
茨城	29	79	108	12	11	23	17	68	85
栃木	17	55	72	9	12	21	8	43	51
群馬	10	40	50	9	18	27	1	22	23
埼玉	14	63	77	8	16	24	6	47	53
東京	23	30	53	10	9	19	13	21	34
神奈川	12	46	58	10	14	24	2	32	34
新潟	24	66	90	16	15	31	8	51	59
福井	14	56	70	6	12	18	8	44	52
山梨	6	43	49	3	6	9	3	37	40
愛知	13	42	55	12	11	23	1	31	32
滋賀	8	40	48	2	11	13	4	29	33
京都	18	46	64	11	11	22	7	35	42
兵庫	21	44	65	14	15	29	7	29	36
鹿児島	13	89	102	12	14	26	1	75	76
計	231	798	1,029	142	189	331	89	609	698
%	22.4	77.6	100	13.8	18.4	32.2	8.6	59.2	67.8

10. 原系入手先及代金決済

原系の入手先は糸店 85 件（うち地元 56 件）、同屋 38 件（うち地元 28 件）製糸（搦糸）会社 11 件（この場合は地元の方が少く 4 件）その他 6 件の順である。その他のなかには織物工業協同組合、反毛屋、仲介人などがある。下請、債権のため無記入であった 25 件を除く 124 事業場について原系入手先の記入が 140 件であったのは、その差に当る 16 件は 1 事業場で 2 つの入手先を持つためである。

代金決済は手形、現金とも天々 80 件、クッ件でほぼ近い数字であるがなお細かくわけると、手形後払 66、現金後払 47、現金即払 28、手形即払 13、現金前払 2、手形前払 1 の順である。これらの合計が 156 となるのは二つ又はそれ以上の決済方法を併用する事業場があるからである。（表 22）

表 22 原系入手先及び代金決済

昭和 28 年 4 月
婦人少年労働

原系入手先										代金決済							繰入少手	
都府県名	項目	製糸会社		同 屋		糸 店		その他	下請業 のため 無記入	現 金			手 形			その他		
		地元	その他	地元	その他	地元	その他			前払	即払	後払	前払	即払	後払			
山形	形					7	2		1		5				9			
茨城	城		3		1	4	9				10	6		2	4			
栃木	木					9			1		1	3		3	6			
群馬	馬				1				9			1						
埼玉	王		1	4	1	4	2	1			1			3	7			
東京	京		1		1		7					3			5	3		
神奈川	川	1	1		3		1		6	1	3	2		1		2		
新潟	鴻				1	6	3		2		2	1	1	1	8			
福井	井			1		5			4		2	3			1			
山梨	梨		1	1		2	7					5		3	6			
長野	知			5	1			2	2	1	1	7						
滋賀	賀			3	1	6		1				10						
京都	都			4		6						2			8			
兵庫	庫			10							1	4			2			
鹿児島	島	3				5		2			2				10			
計		4	7	28	10	54	31	6	25	2	28	40	1	13	66	5		
		11		38		85		6	25	77			80					

11. 製品販売先及代金決済

製品の販売先は仲介人に売るものが69件、向屋へ売るものが61件、直接自分で売るもの13件の順で夫々のなかでは地元に販売するものが地元以外に販売する場合よりいづれも多い、原料の入手先の場合と同じように二つ又はそれ以上の販売先を持つ場合に、夫々の項に計上したので事業場数より相当多くなっている。

代金決済では手形（103件）が現金（75件）より多く、即払と後払では後払の方が即払よりも多い。

表23 製品の販売先及代金決済

昭和28年2月
堺少年局編

項目 都府県名	製品の販売先								代金決済						
	直接自分で		向屋		仲介人		その他	販売なし	現金			手形			その他
	地元	その他	地元	その他	地元	その他			前払	即払	後払	前払	即払	後払	
山形			3		6	1		1			4			9	
茨城		1		9	3	2			4	6		2	10		
栃木	1	1		1	9						7			12	
群馬				1				9			1				
埼玉			8		3		1		3	2		2	5		
東京					9	9								18	
神奈川		2			1	1	1	6	3	3			1	2	
新潟			6	3	1			2						10	
福井			2		4			4	1	4				3	
山梨	1	1	5	1	3	1	1	1	1	2		4	8	1	
愛知	4	1	3		3			2	3	7			2	1	
滋賀	1		9		2					9			1		
京都			5		5					4				6	
兵庫			1	1				8			1	1	1		
鹿児島			3	1	4				10			1	7		
計	7	6	44	17	55	14	2	53	25	50		10	93	4	

12. 織機台数

各事業場における織機台数を県別に合計したものが表24のとおりであつて東京、神奈川、愛知の3県は作業が異なるため、機械が違ふので除いてある。事業場数は新潟が9事業場の他はいずれも10事業場である。

主として広巾力織機を使用しているのは群馬、福井、山梨、兵庫の4県、主として小巾力織機を使用しているのは埼玉、新潟、滋賀、京都の4府県、山形、栃木の両県では両者を担当台数持ち、茨城、鹿児島のみ2県では手織機が多い。

なお、表中括弧内の数字は稼働台数を示すものである。鹿児島は稼働台数は不明であるが、恐らく全機稼働しているものと思われる。

1947年10月の同月における織機台数と比較すると、栃木が不明の他はいずれも据付台数では増加している。増加は福井の22台を筆頭に、山形、滋賀の13台、京都の12台の順で、最低は群馬の1台増である。

なお兵庫の場合は本年始めた事業場が1あつた。

念のため、東京、神奈川、愛知の機械を列記すると次のとおりである。

東京—— どの事業場も糸繰機、整経機を持つており、9事業場の合計では糸繰機11台、整経機21台、管巻機1台、6事業場は織機を持たず、1事業場は小巾手織機1台あるが稼働せず、1事業場は大巾力織機2台、小巾力織機3台あるが稼働は小巾1台だけ。1事業場は小巾力織機10台、手織機1台あつて、稼働は力織機9台。

神奈川—— イタリア式糸繰機24台、リング式糸繰機4台、綿経緯機4台、糸巻機5台。

愛知—— 打緯機10台、紡機18台、糸繰機9台、
合糸機8台

表 24 織機台数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	昭和28年2月				一季以前			
	計	力織機		手織機	計	力織機		手織機
		広巾	小巾			広巾	小巾	
山形	(67) 77 ^台	(25) 33 ^台	(22) 46 ^台		66 ^台	31 ^台	35 ^台	
茨城	(92) 90	(1) 1	(4) 15	(67) 74	83		12	71
栃木	(101) 不明	(38) 不明	(63) 63		105	52	53	
群馬	(60) 65	(60) 65			64	64		
埼玉	(88) 93	(2) 2	(86) 91		85	2	83	
新潟	(59) 64	(3) 8	(51) 56		58	11	47	
福井	(90) 190	(180) 190			168	168		
山梨	(63) 65	(57) 61	(4) 4		55	51	4	
滋賀	(36) 39		(27) 31	(7) 8	36		28	8
京都	(38) 58		(51) 51	(4) 7	46		38	8
兵庫	(88) 92	(16) 76	(13) 16		88	75	13	
鹿児島	(100) 77			(不明) 77	91			91

註1) () 内の数字はうち数で稼働台数を示す。

2) 新潟は9事業場、他はいづれも10事業場合計である。

13. 作業場

(1) 作業場の面積

作業場の広さは事業場によりさまざまであつて、全体の平均では37.8坪であるが、最も狭い作業場を持つ事業場は東京及び京都の9坪、最も広いのは愛知の200坪の作業場を持つものである。

各県毎の平均をみると、最も広いのは福井74.4坪、ついで新潟62坪最も狭いのは鹿児島15.1坪、京都19坪などである。

(2) 作業場の建物

作業場は独立の作業場が最も多く88件、事業主住居と同一

棟のもの50件、住居の改築10件、その他8件である。東京の4事業場、神奈川2事業場、新潟1事業場が上記の2つを併用しているので、表の合計では156件と事業場数を上回っている。

その他の8件のうち鹿児島7件は、作業場は寄宿舍と同一のものであつて、雇用方々は一部屋を手入れ、その部屋に機械をおき、作業し、生活しているものもあり、東京1件は他の事業場と共同というものである。(表25)

表25 作業場

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	作業場の広さ			作業場の建物			
	最も狭いもの	最も広いもの	平均	独立した作業場	住居の改築	事業主住居と同一棟	その他
山形	12.5坪	45坪	21.4坪	2		8	
茨城	17.5	80	40.1	10			
栃木	13.5	100	39	5		5	
群馬	18	30	23.8	4		6	
埼玉	10.5	40	21.0	6	1	3	
東京	9	47	24.1	3	1	8	1
神奈川	10.5	150	42.4	2	2	8	
新潟	10	130	62	5	1	5	
福井	60	150	94.4	8		2	
山梨	14	44	24.7	8		2	
愛知	20	200	58.7	10			
滋賀	12	38	23.7	9		1	
京都	9	46	19	4	5	1	
兵庫	24	110	48	9		1	
鹿児島	10	25	15.1	3			7
合計	250.5	1,235	566.6	88	10	50	8
平均	16.7	82.3	37.8	-	-	-	-

註1) 作業場の建物数が調査事業場数より多いのは、二つを併用している事業場があるからである。(東京、神奈川、新潟)

II. 労働の実態

1. 作業時間

(1) 始業時刻

事業場所定の作業開始時刻を30分刻みにわけたのが表26のとおりであつて7時から8時29分までに大部分が集中している。つまり、7時〜7時29分、7時30分〜7時59分、8時〜8時29分などが多く、夫々44事業場(29.5%)、42事業場(28.2%)、42事業場(28.2%)でほぼ近い数字である。そして以上の3つを合計すると128事業場となり規定のない鹿児島を除く139事業場の92.1%に当る。

なお、愛知の2交替制をとる1事業場では早番の始業時刻4時15分というのがあつた。

表26 始業時刻

昭和25年2月 婦人少年局調

時刻別 始業時刻	事業場数	5:59以前	6:00 6:29	6:30~ 6:59	7:00~ 7:29	7:30~ 7:59	8:00~ 8:29	8:30~ 8:59	9時以降	その他
山形	10				2	1	6		1	
茨城	10				3	7				
栃木	10				1	2	7			
群馬	10		1		4	3	2			
埼玉	10				3	5	1	1		
東京	9				1	1	7			
神奈川	10				2	8				
新潟	10					10				
福井	10				10					
山梨	10		1		8		1			
愛知	10	1	1		1		6			2交替制
滋賀	10					1	9			
京都	10				5	2	3			
兵庫	10		1	2	4	2		1		
鹿児島	10									規定なし
計	149	7	4	2	44	42	42	2	1	11
%	100	4.7	2.7	1.3	29.5	28.2	28.2	1.3	0.7	7.4

(2) 終業時刻

終業時刻のなかでは（以下いづれも午後）6時～6時29分が最も多く42事業場（28.2%）、次いで5時30分～5時59分、26事業場（17.5%）7時～7時29分、18事業場、5時～5時29分、17事業場、8時～8時29分、14事業場の順となっている。

愛知のその他の1事業場は2交替制をとり、午後の時15分及び8時15分が終業時刻のもの、7時以後終業のうち1事業場（群馬）は10時乃至11時終業のものがある。

表 27 終業時刻

昭和28年2月 婦人少年局調

都道府県	事業場数	4:59以前	5:00～5:29	5:30～5:59	6:00～6:29	6:30～6:59	7:00～7:29	7:30～7:59	8:00～8:29	8:30～8:59	9:00以後	その他
山形	10		1		2	2	2		2			
茨城	10		1	9								
栃木	10		1	2	4	1	1		1			
群馬	10								6	2	2	
埼玉	10		1		5	5		1				
東京	9		3	2	3		1					
神奈川	10		1	8	1							
新潟	10			2	3	4	1					
福井	10				8		2					
山梨	10	1	1				7		1			
愛知	10		5	1	2				1			1
滋賀	10			1	8	1						
京都	10		1		3		3		3			
兵庫	10		3	1	2	2	1					不明1
鹿児島	10											不明1
計	149	1	17	26	42	15	18	—	14	2	2	12
%	100	0.7	11.4	17.5	28.2	10.1	12.1	—	9.4	1.3	1.3	8.0

(3) 実動時間

始業時刻(1)から終業時刻(2)までの所定拘束時間から休憩時間(4)を差引いた残りを実動時間とみて計算すると、8時間台が最も多く、5ノ事業場では3分の1強を占め、ついで時間数が多くなる毎に漸減し、9時間台26事業場(17.5%)、10時間台25事業場(16.8%)、11時間台16事業場(10.7%)、12時間以上12事業場(8%)、最低が8時間未満6事業場の順である。

県別にみて、比較的作業時間の短いのは東京、茨城、神奈川、滋賀などであり逆に比較的長いのは群馬、福井、山梨などである。
〔個人別に労働時間を調査した才五郎生活時間調査1参照〕

表28 実動時間

昭和28年2月婦人少年局調

都府県別	計	8時間未満	8時間以上	9時間以上	10時間以上	11時間以上	12時間以上	不明
山形	10		2	2	4	2		
茨城	10		9	1				
栃木	10		5	4	1			
群馬	10				1	5	4	
埼玉	10		4	5	1			
東京	9	4	4		1			
神奈川	10		9	1				
新潟	10		2	5	3			
福井	10				2	2		
山梨	10	1	1		2	4	2	
愛知	10	1	5	2			2	
滋賀	10		8	2				
京都	10		1	2	3	1	3	
兵庫	10		1	2	1	2	1	3
鹿児島	10							10
計	149	6	51	26	25	16	12	13
%	100	4.0	34.2	17.5	16.8	10.7	8.1	8.7

(4) 休憩時間

休憩時間は1時間以上1時間30分未満のものが最も多く67事業場で46.3%、ついで1時間30分以上2時間未満の31事業場(20.8%)、2時間以上のもの26事業場、30分以上1時間未満が10事業場の順である。

(才五部 生活時間調査を参照)

表27 休憩時間

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	時間別	計	30分未満	30分以上	60分以上	90分以上	120分以上	不明
山形		10			9	1		
茨城		10			1	4	5	
栃木		10		1	6	3		
群馬		10			5	5		
埼玉		10			3	4	3	
東京		9			1	2	6	
神奈川		10			1	1	8	
新潟		10		1	6	3		
福井		10			10			
山梨		10		3	4	2	1	
愛知		10	1	1	8			
滋賀		10			1	6	3	
京都		10			10			
兵庫		10		4	4			2
鹿児島		10						10
計		149	1	10	69	31	26	12
%		100	0.7	6.7	46.3	20.8	17.5	8.0

2 休 日

(1) 所定休日

事業場の所定休日は毎週1日又は月4日とするものが約半数にあたる75事業場で、ついで月2日とするものが53事業場で、残りをしめる。休日の少ない方では月1日というのが鹿児島に5事業場あった。鹿児島の場合には他の5事業場は規定のないものである。

表 30 所定休日日数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	所定休日 日数	計	週1日	月2日	月3日	その他	不 定	不 明
山 形	10	8	2					
茨 城	10	5	5					
栃 木	10	2	8					
群 馬	10		8	2				
埼 玉	10	7	2			1		1
東 京	9	1	4				3	
神 奈 川	10	8			1			1
新 潟	10	8	2					
福 井	10		10					
山 梨	10	7	3					
愛 知	10	9						1
滋 賀	10	5	5					
京 都	10	6	4					
兵 庫	10	9						1
鹿 児 島	10					5	規定なし	
計	149	75	53	3	6	8		4
%	100	50.3	35.6	2.0	4.0	2.7		5.4

(2) 2月における休日日数

それでは実際に2月中（山梨は3月中）にどの程度休日があつたかという、2月には電力事情が窮乏していたので停電のため、或いは県によつては旧正月のため（1）で述べたより多く休日としている事業場があり、又逆に週1日を所定休日とする事業場のうち、又のものは2日又は3日の休日しかないものがあつた。

それでも実際の休日数は4日のものが最も多く55事業場（36.9%）ついで2日の27事業場（18.1%）となつてゐる。5日以上10日まで休日のもの8日の16事業場をはじめ合計すると35事業場とのほろが上記の理由に基づくものと思われる。

表 31 2月の休日日数

昭和28年2月 婦人少年局調

都道府県	休日数	計	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	不明
山形	10				1	1	7						1	
茨城	10							2	4	3				1
栃木	10				7		3							
群馬	10							1			9			
埼玉	10				4		5							1
東京	9				4	1	3							1
神奈川	10				1	2	7							
新潟	10				3	2	5							
福井	10				1						4	4		1
山梨	10						5				1		1	3
愛知	10					1	4		1		2	1	1	
滋賀	10				2		5							3
京都	10				4		6							
兵庫	10	1				1	5							3
鹿児島	10			1										9
計	149	1	1	27	8	55	3	5	3	16	5	3	22	
%	100	0.7	0.7	18.1	5.3	36.9	2.0	3.4	2.0	10.7	3.4	2.0	14.8	

註) 山梨県は3月分についてある。

3. 賃金

賃金額については個人別調査で行っているのですの方（才四部Ⅱへ3及び表54）を参照していただくことにして、こゝでは別の点を見ると

(1) 賃金算定方法

賃金算定については、固定給の事業場は58、能率給は52事業場でほぼ等しく、のこりの37事業場は能率給と固定給を併用しているものである。この併用の仕方には、固定給の人と能率給の人というものと、固定給に能率給を加味した計算方法をとっているものがあり、前者のうちでは織布工は能率給他は固定給というように職種により区別するもの、男子は固定給、女子は能率給というように性別により区別するもの、通勤は能率給住人は固定給というように通住により区別しているものなどがある。

表33 賃金算定方法

昭和28年2月 婦人少年局調

都道府県	能率給	固定給	男 女	固定給 能率給	住人 通勤	固定給の人 能率給の人	固定給に能率 給を加味
山形	10						
茨城	2	1	5	1	1		
栃木	1	6		1	1	1	1
群馬	9						1
埼玉			2			8	
東京		9					
神奈川		10					
新潟							10
福井	3	3				4	
山梨		9					1
愛知		9				1	
滋賀	10						
京都	9	1				2	
兵庫		10					
鹿児島	10						
計	52	58	7	2	17	13	

(2) 遅刻早退の場合の賃金差引

遅刻、早退の場合にも賃金は差引かないというものが、山形、茨城、滋賀の各ノ事業場を筆頭に、群馬、埼玉、新潟、山梨各ノ事業場など多く合計では94事業場を数える。これは主として出張高松のためあらためて賃金を差引く必要がないためと考えられる。差引くというものは37事業場で他の16事業場は無記入又は規定なしである。

差引く場合には30分単位で差引く、1時固以上ならば差引く、半日位ならば半額にするなどがある。

(3) 諸手当

諸手当を精勤（皆勤）手当、家族手当、残業手当、その他の手当にわけると記入のない事業場がいずれも大半であり、例へば上記の順に記入のない事業場を数えると126事業場、143事業場、107事業場、134事業場となつている。

精勤手当についてみると、23の事業場が支給するが、その内容は種々であり1年皆勤者に年1600円、休日を休まぬ人に月300円（埼玉）26日以上出勤の場合日給1日分（神奈川）皆勤の場合5日分、1日欠勤3日分（新潟）織布工に無休の場合1500円、1日休むと1,000円（京都）などがある。山梨では年2回にわけ5,000円位の品物を出すもの他に2事業場、兵庫では精勤手当2,000円を年末に出す、などがあるが之は賞与の範疇に属するものと思われる。

家族手当は支給してないのが通例のようだが新潟4事業場、山梨、栃木各ノ事業場のみに記入がある。そのうち栃木の場合は1人の女子労働者に子供に対して500円支給にしているがこれは夫が戦死したため他に支給しないものである。新潟の2事業場では1人600円2人目400円3人目200円となっている。

残業手当は新潟10事業場全部など40の事業場が記入しているが茨城、東京、滋賀、鹿児島では記入がない。記入あるうち、2割5分増又は労働基準法によるものが20事業場で半数

を占め、その他は種々であるが、例をあげると / 反の穀賃の / 割、晩食を与える（山形） 日給の 2 割位、 / 割 5 分増、 / 時間 20 円、 25 ~ 30 円（栃木） / 時間 20 円の他に夕食支給（群馬） 男 1,000 円 女 500 ~ 600 円 但し時期による（埼玉） 2 割増、 / 時間 20 円（新潟） / 日 10 時間以上の労働に対して、（福井） 2 割増、 / 時間 50 円又は品物、精勤手当として出す（山梨） 2 割増、 / 割 5 分増、 3 割増（兵庫）などである。その他の手当では通勤手当市外 500 円市内 200 円、雑用手当月 100 円位（栃木） 100 匹以上は / 反につき 10 円（埼玉） 通勤手当 / 日 5 円（新潟） 通勤手当として通勤費の半額（福井） 食事手当、現金支給でなく食費無料（山梨）ほこり手当 / 時間 2 円（茨城） 通勤手当 / 日 20 円 食費手当 20 円計 40 円、 通勤手当 10 円、副食を出す（兵庫）その他という状況である。（表 33）

（4）退払手当

退払手当については新潟県以外は各府県とも定めのないのが大部分で、実際に退払者があつた場合に勤務年数、勤務状況、技術などを考慮して与えるようである。然し一般に与えていないのが多いようで、実際に与えた例は、タ年勤続、仕込の人が嫁に行くときタンスと鏡台を、タ年勤続の人にベビータンスと鏡台什器を（栃木）勤続ノタ年の人が嫁入り仕度としてタンス、下駄箱、鏡台を（神奈川）贈ったなどである。与えたい、又は与えるつもりというのが比較的多くあるが、その場合は大体タ年程度でタンスといったようなものであり嫁入りのためやめる場合を標準としているようで、与えたいが長くつとめる人がいないのでというのもあり、他工場へ引抜かれて行く時には与えぬ、自分の都合でやめる場合には出さない等という事業場がある。与えるものは殆んど品物で現金はないようである。

表 33 諸 手 当

昭和28年2月 婦人科学局調

都 道 県 名	稼働場数	精 動 手 当		家 族 手 当		残 業 手 当		そ の 他 の 手 当	
		記入なし	記入あり	記入なし	記入あり	記入なし	記入あり	記入なし	記入あり
山 形	10	9	1	10		7	3	10	
茨 城	10	8	2	10		10		9	1
栃 木	10	9	1	9	1	4	6	8	2
群 馬	10	10		10		9	1	10	
埼 玉	10	7	3	10		6	4	6	4
東 京	9	9		9		9		9	
神奈川	10	8	2	10		6	4	10	
新 潟	10	3	7	6	4		10	9	1
福 井	10	10		10		9	1	8	2
山 梨	10	7	3	9	1	6	4	8	2
愛 知	10	10		10		9	1	9	1
滋 賀	10	10		10		10		10	
京 都	10	8	2	10		10		10	
兵 庫	10	8	2	10		4	6	8	2
徳島	10	10		10		10		10	
計	149	126	23	143	6	109	40	134	15

4. その他

(1) 産前産後休業

産前産後休業に関して何らかの給付をするものは手当 3,000円程度与える(茨城) 祝品をおくる(群馬) 40日間有給休暇(新潟) 15日の休みと多少の物質、金銭を支給する(山梨)などで、他には健康保険により休業手当を出す事業場があるが、

多くの事業場は該当なしと答えている。実際の出産休業の例は、産後に健康保険受給後すぐやめた（山形）2月11日より休暇をとり22日出産3月末まで休む予定、産前々ヶ月休み、産後1ヶ月になるかまだ出勤していない（愛知）産後すぐやめた（兵庫）などである。

従つて一般には該当者がないので考えていない。現実におこれは休むであろうその時に退取するか、休むかをさめる。休む期間は本人にまかせ、やめていても復取したい希望があれば使つてもよい、けれどもその間の賃金は勿論支払えない。（埼玉）という程度ではなかろうか。

なお、福井では産前は土地の風習で安産するとの理由で殆んど休まない。産後は一ヶ月位で大抵出勤するが、産前にくらぶ長く休むものが多いとのことである。

(2) 生理休暇

この項は、なし又は無記入の事業場が多いので各県とも殆どどの事業場に生理休暇に関する規定がないとみられ、とる人がない、申し出の例がないなどと記入したものも相当あるので、なかには本人の希望する日数という事業場もあるが、実際にはよく欠勤するが、生理日で休んでいるのかどうかわからない。又はつらければ休むであらうが、切けは賃金が得られるので休みたからぬ、というのが一般的であるように思はれる。

〔実際に生理のための欠勤日数については、中部部個人別調査Ⅱ～Ⅶ表を参照〕

(3) 最近1年間に於ける慰安行事

殆んどすべての事業場が年1回乃至春秋2回に一泊或いは日帰り旅行、花見、観劇などを行っている。映画見物、忘年会、新年会、会食などを併せ行う事業場もある。行かぬものには金で与え、又家族も与が多いので品物で与えているという事業場もある。

同種零細企業が狭いところに密集し働き手の移動が行われ易いのでそれを屈付かせるためと、村内での雇主のプライドのため、嫁入仕度や金暮の仕着せ慰安旅行は隣近所のをにらみあわせて行っているとの意見があり、又県によつては景気の良い時は行くが景気が悪くなると行かぬという所もある。

表34 年令別性別家族労働者数

昭和28年2月 婦人少年局調

都道府県名	年令	性別	人員	18才未満	18才~20才	21~30才	31~40才	41~50才	51才以上
山形		男	5人	1人	2人	2人	人	人	人
		女	12	-	3	6	1	1	1
栃木		男	7	-	2	3	2	-	-
		女	9	-	2	1	-	3	3
群馬		男	7	-	1	5	1	-	-
		女	16	1	3	9	1	1	1
埼玉		男	4	-	-	3	1	-	-
		女	9	-	3	3	-	1	2
東京		男	8	2	-	6	-	-	-
		女	6	-	1	3	1	1	-
神奈川		男	4	-	1	3	-	-	-
		女	9	1	2	1	1	3	1
新潟		男	14	-	2	10	2	-	-
		女	12	-	4	5	1	2	-
福井		男	5	3	2	-	-	-	-
		女	11	1	5	3	2	-	-
愛知		男	5	-	-	3	1	-	1
		女	7	-	1	4	1	1	-
滋賀		男	-	-	-	-	-	-	-
		女	10	-	5	2	2	1	-
兵庫		男	4	-	-	2	-	1	1
		女	3	-	-	-	1	-	2
鹿児島		男	4	-	-	1	-	2	1
		女	12	-	-	4	2	3	3
計		男	67	6	10	38	4	3	3
		女	116	3	29	41	13	17	13
		計	183	9	39	79	20	20	16
		%	100	4.9	21.3	43.2	10.9	10.9	8.8

(註) 茨城、山梨、京都の個人別調査票に家族労働者なし

表35 年令別性別雇用労働者数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	年令	性別	人員	18才未満	18-20才	21-30才	31-40才	41-50才	51才以上
山形		男	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		女	34	-	7	12	10	5	-
茨城		男	14	3	5	6	-	-	-
		女	59	6	25	20	6	2	-
栃木		男	5	-	1	4	-	-	-
		女	25	2	7	10	3	2	1
群馬		男	0	-	-	-	-	-	-
		女	24	6	4	8	6	-	-
埼玉		男	6	1	2	2	1	-	-
		女	45	8	10	14	5	6	2
東京		男	12	2	3	3	1	3	-
		女	22	6	5	8	2	-	1
神奈川		男	1	-	-	-	1	-	-
		女	32	8	6	16	2	-	-
新潟		男	5	1	2	1	1	-	-
		女	52	3	19	21	9	-	-
福井		男	9	1	3	1	3	1	-
		女	38	2	4	10	15	6	1
山梨		男	-	-	-	-	-	-	-
		女	28	7	6	15	-	-	-
愛知		男	1	-	-	1	-	-	-
		女	28	1	1	13	7	5	1
滋賀		男	-	-	-	-	-	-	-
		女	28	6	6	9	7	-	-
京都		男	5	-	2	1	1	1	-
		女	35	6	12	12	2	2	1
兵庫		男	5	-	2	1	2	-	-
		女	27	2	6	10	8	1	-
鹿児島		男	1	-	-	1	-	-	-
		女	50	1	5	23	11	7	3
計		男	65	8	21	21	10	5	-
		女	527	64	123	201	93	36	10
		計	592	72	144	222	103	41	10
		%	100	12.2	24.3	37.5	17.4	6.9	1.7

第四部 個人別調査

各府県について事業場調査の対象として選んだ各10の事業場（東京は9事業場）に勤務する事業主を除く家族労働者及び雇用労働者について直接個人的に面接して調査を行った結果は次のとおりである。事業場調査を行った事業場の労働者全員について個人別調査を行う予定であつたが実際には調査当日欠勤その他で不在者があつたことやその他種々の理由から事業場調査の在籍労働者数1,029人の約75%に当る775人（うち女子643人）が対象となつた。

I 労働者

1. 労働者数

対象となつた労働者数は家族労働者183人（うち女子116人）、雇用労働者592人（うち女子527人）を県別に労働者の性別と年令構成をみると表34（家族労働者）及び表35（雇用労働者）のとおりである。

なお事業場調査の項で述べたように選定に當つて、家族労働者のいる事業場を選んだため、實際よりも家族労働者の占める割合は多いかも知れない。

なお、茨城、山梨、京都については家族労働者の個人別調査票はなかつた。

年令構成は家族労働者では男女共に21～30才が最も多く、男38人、女41人で夫々男子の56.7%、女子の35.3%に當り、ついで男子では18～20才（10人）、31～40才（7人）、18才未満（6人）、41～50才、51才以上（共に3人）の順であり、女子では18～20才（29人）、41～50才（17人）、31～40才、51才以上（共に13人）、最低が18才未満3人の順となつてゐる。

雇用労働者の合計では21～30才（222人 37.5%）、18～20才（144人 24.3%）、31～40才（103人 17.4%）、18才未満（72人）、41～50才（41人）、51才以上

(10人)の順で この順は女子のみをみても変わりなく、男子の場合は21~30才と18~20才とが共に21人で等しいだけだが違っている。最高令者は女子76才(埼玉)、最年少者は女子16才(滋賀)である。

従つて、性別を考慮しなければ、雇用と、家族とでは雇用の場合に18才未満の労働者がやゝ多いこと以外は年令別構成は同じ傾向がみられる。

雇用労働者を通勤と住込にわけてみると、通勤が354人(59.8%)、住込が238人(40.2%)で大体通勤3に対し、住込2の割合であるが、茨城、山梨、兵庫及び鹿児島では住込が通勤より多い。

表36 家族労働者における配偶関係

反学令前の子扶の有無

昭和28年2月

婦人少年局調

都道府県名	性別	人員	既婚者	学令前の子扶を有する者の
山形	男	5 ^人	1 ^人	1 ^人
	女	12	6	1
栃木	男	7	2	2
	女	7	6	2
群馬	男	7	3	1
	女	16	6	1
埼玉	男	8	1	1
	女	9	3 ²⁾	1
東京	男	8	—	—
	女	6	3	3
神奈川	男	8	—	—
	女	9	6	4
新潟	男	14	5 ¹⁾	5
	女	12	6	4
福井	男	5	1 ¹⁾	—
	女	11	10	8
愛知	男	5	3	1
	女	7	5	3
滋賀	男	—	—	—
	女	10	3 ¹⁾	2
兵庫	男	4	2	1
	女	3	2	1
鹿児島	男	4	3	1
	女	12	10	4
計	男	67	21 ¹⁾	13
	女	116	66 ²⁾	33
	計	183	87 ³⁾	46

(註) 括弧内は内数で、離別又は死別した人の数である。

2. 家族関係

(1) 配偶関係

家族労働者では

183人のうち87人(うち女子21人)

が配偶者あるものでそのうち男子では約 $\frac{2}{3}$ 、女子では半数が学令前の子を持つ人達である。(36表)

雇用労働者では配偶者ある人は128人(21.6%)で家族労働者に比して遙かに低率である。未婚者は397人(67.1%)でそのうち約7/8は女子である。学令前の子を持つ人は、子供1人あるものの49人、

2人あるもの39人、3人あるもの9人、4人及び6人あるものが各1人ずつ計99人で有夫(婦)者及び死(離)別した人の数が191人であるからそのうち半数強が学令前の子を持つてゐるわけで、家族労働者の場合と大体同じ割合である。(37表)

表37 雇用労働者における配偶関係及び
学令前の子供の有無

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	未婚	有夫(婦)	死別又は離別	無記入	学令前の子供の数							無記入
							0人	1人	2人	3人	4人	6人		
山形	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	女	34	17	12	5		26	4	4					
茨城	男	14	13	1			14							
	女	59	44	8	7		51	4	4					
栃木	男	5	4	1			5							
	女	25	17	5	3		22		3					
群馬	男													
	女	24	24	18	3		22		1	1				
埼玉	男	6	5	1			5		1					
	女	45	26	15	4		40	4	1					
東京	男	12	8	4			8		1	3				
	女	22	20	2			20							
神奈川	男	1		1						1				
	女	32	30	1	1		32			0				
新潟	男	5	4	1			5							
	女	52	39	10	2	1	44	3	5					
福井	男	9	5	4			5	1	1	2				
	女	38	6	22	7	3	15	10	8	1		1	3	
山梨	男													
	女	28	26	1	1		28							
愛知	男	1	1				1							
	女	28	11	12	5		21	5	2					
滋賀	男													
	女	28	21	2	5		23	1	2	1	1			
京都	男	5	3	2			4	1						
	女	35	27	5	3		30	2	2					
兵庫	男	5	4	1			5							
	女	27	21	5	1		24		3					
鹿児島	男	1		1				1						
	女	50	26	8	16		36	12	1				1	
計	男	65	48	17	0		53	3	3	6				
	女	527	389	111	63	4	436	46	36	3	1	1	4	
%	男	592	397	128	63	4	489	49	39	9	1	1	4	
	女	100	62.1	21.6	10.6	0.7	82.6	8.3	6.6	1.5	0.2	0.2	0.7	

(2) 家族数

雇用労働者の家族数は本人を含め最低は1人から最高14人まで、まちまちであるが、全体では1.2の例外はあるが、大体5人家族6人家族を頂点とする山型を画いている。多い順から

列べると5人家族(95人), 6人家族(93人), 4人家族(80), 8人家族(72人), 7人家族(66人), 3人家族(54人)などが多い方でこれだけで全体の $\frac{3}{4}$ 強にあたる460人をしめる。1人平均家族数は男, 女, 合計とも5.8人である。(表38)

表38 雇用労働者における家族数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	家族数												不明	合計	平均家族数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
山形	男	1														5	5
	女	34			3	5	9	5	2	3	1	2		1	1	187	5.5
茨城	男	14		2		1	2	5		2	2					82	5.9
	女	59	1	2	5	13	7	3	7	7	6	3	4	1		370	6.3
栃木	男	5		1	3		1									16	3.2
	女	25	1	1	5	5	4	1	1	1		1	4	1		145	5.8
群馬	男	24		1	1	5	3	3	4	6				(14)		148	6.1
	女	6				1	2		1	2						37	6.2
埼玉	男	45		1	7	6	7	10	6	4	2	2				254	5.6
	女	12				1	2	4	1	2			2			83	6.9
東京	男	22					4	8		6	3			1		154	7.0
	女	1					1									5	5
神奈川	男	32				4	4	6	4	7	3	1	3			226	7.1
	女	5							4	1						36	7.2
新潟	男	52		2		7	6	5	7	13	6	3	1	(134)	1	353	6.9
	女	9		2	1		1	3	1				1			48	5.3
福井	男	38	2	3	6	8	6	8	2		3					177	4.7
	女	28	1	1		2		4	5	6	5		1	1	2	186	7.2
愛知	男	1														9	9.0
	女	28		5	4	2	7	4	3	2	1					135	4.8
滋賀	男	28			5	3	4	6	5	2	3					161	5.8
	女	5		1			2		2							26	5.2
京都	男	35		2	4	8	5	6	5	2	1	2				189	5.4
	女	5			1		2	1	1							26	5.2
兵庫	男	27	1	2	2	5	3	8	4	1	1					139	5.2
	女	1			1											3	3.0
鹿児島	男	50	3	10	6	4	12	3	1	5	5	1				237	4.7
	女	65		6	6	3	14	13	10	7	3		3			376	5.8
計	男	527	9	32	48	17	51	80	56	65	40	15	14	6	4	3061	5.8
	女	522	9	38	54	80	95	93	66	72	43	15	17	6	4	3437	5.8
	90	100	15	6.4	9.1	13.5	16.1	15.7	11.1	12.2	7.3	2.5	2.9	1.0	0.7	—	—

3. 学 歴

家族労働者と雇用労働者を比較すると, 家族労働者の方が概して高い学歴を持っており, 男女別にみると, 家族, 雇用ともに男子は女子より一般に高い学歴を有つものが多い。

家族労働者では高小57人(31.1%), 旧中35人(19.1%),

小卒 31人 (16.9%) 次いで新高 29人、新中 25人の順である
この順は女子だけについてみても略同じであるが、たゞ新中が新高よりも多くなっている。

男子のみについてみると高小がやはり最も多いが、ついで新高、旧中、新中の順で旧高専以上が6人ある。 (表39)

表39 家族労働者学歴調

昭和28年2月婦人少年局調

都府県名	性別	人員	小	高小	新中	旧中	新高	旧高専	大
山形	男	5 [^]	[^]	[^]	1 [^]	1 [^]	3 [^]	[^]	[^]
	女	12	3	1	3	4	1		
茨城	男								
	女								
栃木	男	7				1	4	1	1
	女	9	2			4	3		
群馬	男	7		4	1	2			
	女	16	3	5	3	4	1		
埼玉	男	4	1	1	2				
	女	9	4	2	2		1		
東京	男	8			3		4		1
	女	6	1	3	1	1			
神奈川	男	4		2	1	1			
	女	9	1	5	2	1			
山梨	男								
	女								
新潟	男	14	2	3	1	2	4	2	
	女	12	3	2	2	3	2		
愛知	男	5	1	2		1		1	
	女	7		3		3	1		
福岡	男	5				3	2		
	女	11	2	7	1	1			
滋賀	男								
	女	10	2	3	2		3		
京都	男								
	女								
兵庫	男	4		2		2			
	女	3	1	2					
鹿児島	男	4		4					
	女	12	5	6		1			
計	男	67	4	18	9	13	17	4	2
	女	116	27	39	16	22	12		
	計	183	31	57	25	35	29	4	2
	%	100	16.9	31.2	13.7	19.1	15.8	2.2	1.1

雇用労働者の学歴は小卒 207人 (35%)、高小 181人 (30.6%)、新中 178人 (30.1%) あとはずつと少くなつて旧中 16人、新高 6人の順である。女子のみについてみるとこの順序はそつくり同じであるが、男子の場合は新中 (29人)、高小 (16人)、小卒 (15人)

旧中(4人)の順となつている。その他の1人は聾聵学校卒業である。(表40)

表40。雇用労働者学歴調

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	小	高 小	新 中	旧 中	新 高	その他	未就学
山 形	男	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	34	16	8	7	3			
茨 城	男	14		7	6	1			
	女	59	17	21	21				
栃 木	男	5	3		2				
	女	25	13	6	6				
群 馬	男								
	女	24	8	6	10				
埼 玉	男	6	1	1	4				
	女	45	26	5	12				2
千 葉	男	12	6	1	5				
	女	22	5	5	10		2		
神 奈 川	男	1		1					
	女	32	5	10	17				
山 梨	男								
	女	28	8	11	9				
新 潟	男	5		2	3				
	女	52	19	19	13		1		
愛 知	男	1				1			
	女	28	13	12	2	1			
福 井	男	9	1	2	6				
	女	38	21	15	1	1			
滋 賀	男								
	女	20	7	8	13				
京 都	男	5	4	1					
	女	35	30	3	2				
兵 庫	男	5		1	1	2		ロータリー学校	
	女	27	3	16	7			昭和27年	
鹿 児 島	男	1			1				
	女	50	1	20	19	7	3		
計	男	65	15	16	29	4		1	
	女	527	192	165	149	12	6		3
	計	592	207	181	198	16	6	1	3
	率	100	35.0	30.6	30.1	2.7	1.0	0.1	0.5

4. 家の職業及び主たる家計の支持者

雇用労働者の場合、家の職業は農業が182人(30.7%)、工員136人(23.0%)、商業56.5人(9.5%)、無職48人、日雇43人、会社員39人の順となつている。こゝで0.5人という端数が出て来るのは例えば農業と商業とが家の職業であるものを0.5ずつと計算したからである。その他のなかにはあんま、漆器、つくり、厄官、建具屋、大工、製炭業、料理人、床屋、教員、学

校小使，鍛冶屋，紙芝居など種々な職業が含まれている。(表41)

表41 家の職業(雇用者外者)

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	家の職業											その他	無記入		
			農	業	商	業	公務員	会社員	工	業	日雇	行商	演業			はたお	無
山形	男	1														1	
	女	34	3	4	2	2	10	5	2							5	1
茨城	男	14	3	3				3	3							2	
	女	59	16	9				25	2							5	2
栃木	男	5			2			3									
	女	25	6	2	2	1	10	1								1	2
群馬	男	24	5	3			2	9	5								
	女	6	2		1		1	1								1	
埼玉	男	45	8	5			3	16	5							2	6
	女	12	1	1	1	1	4	1								2	1
東京	男	22	8	6			4	2	2								
	女	1	1														
神奈川	男	32	19	2		2	5	1									3
	女	5	2			1		1								1	
新潟	男	52	28	5	1	2	3	4			1					9	2
	女	9	2	1			4									2	
福井	男	38	7	2	1	1	15	2			1					5	3
	女	28	21	1		1							1			1	3
山梨	男	1		1													
	女	28	2	2		6	10	6								1	1
愛知	男	28	13.5	4.5	1	3	2									2	1
	女	5	1				1									1	
岐阜	男	35	6	4		5	4	1								6	9
	女	5	1	1		1										1	1
兵庫	男	22	8		1	3	7	1								3	3
	女	1	0														
鹿児島	男	50	22.5		2	1	2	2			0.5	1.5	4	1			
	女	65	13	7	4	3	16	6				1	7	4	2		
計	男	527	169	49.5	10	36	120	37	2			16	39	41	5		
	女	572	182	56.5	14	39	136	43	2	2.5		17	48	45	7		
	%	100	30.7	9.5	2.4	6.6	23.0	7.3	0.3	0.4	2.9	8.1	7.6	1.2			

雇用者外者の場合家計を主として支えている人は父が最も多数で252人(42.6%)，兄弟が103人(17.4%)，夫89人，本人88人(14.9%)などが多く，母39人，姉妹10人，その他(子・祖父，叔父など)10人，無記入1の順となっている。

(表42)

表42 主たる家計の支持者

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人	人	夫	父	兄弟	母	姉妹	その他	無記入
山形	男	1			1					
	女	34	5	9	9	8	1		2	
茨城	男	14	1		5	2	6			
	女	59	8	3	36	1	10	1		
栃木	男	5	2		2	1				
	女	25	4	3	10	7	1			
群馬	男	24	5	3	14	1	3			
	女	6	2		4					
埼玉	男	45	3	12	21	4	2		3	
	女	12	5		3	4				
東京	男	22	1	1	17	3				
	女	1	1							
神奈川	男	32	1		18	11	1		1	
	女	5	1		4					
新潟	男	52	2	8	29	6	5	2		
	女	2	5		4					
福井	男	38	8	21	7	2				
	女	28	3	1	15	7	1	1		
山梨	男	1	0		1					
	女	28	1	12	6	6		1	2	
愛知	男	28	2	3	13	6	2	2		
	女	5	3		2					
滋賀	男	35	5	4	11	10	1	1	2	1
	女	5			2	2		1		
京都	男	27	5	4	7	10		1		
	女	1	1							
兵庫	男	50	16	5	13	10	6			
	女	65	21	-	26	11	6	1		
鹿児島	男	527	67	89	226	92	33	9	10	1
	女	592	88	87	252	103	39	10	10	1
計	計	100	14.9	15.0	42.6	17.4	6.5	6.7	1.7	0.2

5. 勤続年数，経験年数

先づ家族労働者についてみると勤続年数は5年未満が61.2%，5年以上10年未満19.1%，20年以上27%，10年以上15年未満6.6%，15年以上20年未満2.7%の順で，20年以上を例外として，勤続年数が長くなる程占める割合は少なくなっている。そして5年未満のなかでは3年台，1年台などが多い。女子のみについてみても，この順序はほぼ等しいが，20年以上のものが，10年以上15年未満のものより少し少い点だけが異なる。

(表43)

表 4 3 家族労働者の勤続年数調

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	1年以下	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	無記入
山 形	男	5	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	12	2	1	4	3	1	1	1	1	1	1
茨 城												
栃 木	男	7	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1
	女	9	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
群 馬	男	7	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
	女	16	1	2	2	3	2	5	1	1	1	1
埼 玉	男	4	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	女	9	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1
東 京	男	8	1	2	4	2	1	1	1	1	1	1
	女	6	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1
神 奈 川	男	4	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	女	9	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3
新 潟	男	24	2	0	1	1	4	3	1	2	1	1
	女	12	3	1	1	3	1	3	1	1	1	1
福 井	男	5	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
	女	11	1	1	1	3	2	1	2	1	1	1
山 梨												
愛 知	男	5	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	女	7	1	1	1	2	1	3	1	1	1	1
滋 賀	男	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	10	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1
京 都												
兵 庫	男	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿 児 島	男	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	12	2	2	1	1	1	4	1	1	2	1
計	男	67	5	13	9	12	7	11	2	2	6	0
	女	116	11	14	9	19	13	24	10	3	8	5
	計	183	16	27	18	31	20	35	12	5	14	5
	%	100	8.7	14.8	9.9	16.9	10.9	19.1	6.6	2.7	7.7	2.7

至職年数は大体勤続年数と同じ傾向である。たゞ20年以上の至職者は男女共に略1割程度ある。(表44)

表44 家族労働者の至職年数調査

昭和28年2月 婦人少生局調

都府県名	性別	人員	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	無記入
山形	男	5		4		1						
	女	12	2	1		3	2	2	1		1	
茨城	男	2	2	2		1		2				
	女	9	1	2			1	2	1		2	
群馬	男	2		2	2	1	1	2	1			
	女	16		2	2	3	2	5	1		1	
埼玉	男	4		1		2	1					
	女	9	1	2	2	2		2				
東京	男	8		2	4	2						
	女	6		1				2	1	1		1
神奈川	男	4				1	1	2				
	女	9		1		1	1		3			3
新潟	男	14	1		1	1	3	4	1	2	1	
	女	12	1	1		1	2	2	3	1	1	
福井	男	5		2		2	1					
	女	11			1	3	1	1	3	1	1	
山梨	男	5		1		1		3				
	女	7			1	2		2		1	1	
滋賀	男											
	女	10	2	1	1	1	2	1		1		1
京都	男	4		1							2	
	女	3							1		2	
鹿児島	男	4		1							3	
	女	12	2	1	1			4	1		3	
計	男	67	3	14	7	12	7	14	2	2	6	0
	女	116	9	12	8	16	11	23	15	5	12	5
	計	183	12	26	15	28	18	37	17	7	18	5
	%	100	6.6	14.2	8.2	15.2	9.9	20.2	9.3	3.8	9.9	2.7

次に雇用労働者の勤続年数をみると5年未満、5年以上10年未満、10年以上15年未満、15年以上20年未満の順に少くなり、5年未満のなかでも1年未満、1年以上、2年以上、3年以上、4年以上というように該当者が少くなっている。

女子労働者のみについてみてもこの順は変わらない。

勤続年数が長くなるにつれ概して該当者が少くなる又は家族労働者の場合と同じであるが、家族労働者と異なるのはその減少のカーブが急な点である。例えば雇用労働者の場合5年未満は82.4%

を占め、そのうちで1年未満のものは全体の $\frac{1}{3}$ を占めるが、最低の15年以上20年未満のものは0.3%を占めるに過ぎない。

(表45)

表45 雇用労働者の勤続年数別

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県別	性別	人員	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	無記入
山 形	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	34	9	11	3	6	1	3	1			
茨 城	男	14	1	6	3	2		2				
	女	59	8	8	12	9	8	12	1		1	
栃 木	男	5			1	3	1					
	女	25	10	3	2	5	1	3	1			
群 馬	男	24	5		13	3	2	1				
	女	6	5		1							
埼 玉	男	45	18	10	10	3	3	1				
	女	12	4	1	3		1	2			1	
東 京	男	22	4	4	4	3	1	2	2			2
	女	1	1									
神 奈 川	男	32	7	4	8	5	2	6				
	女	5	3			2						
新 潟	男	52	22	6	4	6	2	9	2	1		
	女	8	2	1	3			1	1		1	
福 井	男	39	15	4	3	5	2	4	2	1	2	
	女	28	9	3	10	3		3				
山 梨	男	1					1					
	女	28	6	5	9	4	4					
愛 知	男	28	7	9	4	4	1	1			1	1
	女	5	4			1						
滋 賀	男	35	12	6	2	4	3	3				
	女	5	2	1	1	1						
京 都	男	27	14	7	1	3	1	1				
	女	1		1								
兵 庫	男	50	23	20	5	2						
	女	55	24	10	13	9	3	5	1		2	
鹿 児 島	男	527	194	100	90	65	31	49	9	2	4	3
	女	592	196	110	103	74	34	58	10	2	6	3
計	計	100	33.1	18.6	12.4	2.5	5.8	9.1	1.7	0.3	1.0	0.5
	%											

5年毎に区切つてみた場合の全職年数は勤続年数と同じ順序であるが、5年未満は67.2%であり、15年以上20年未満も2.7% するなど、全職年数は勤続年数よりも相当長い人が多い。又5年未満のうちでは2年台を頂点とする山型を画いている。以上のほかに特に女子についての特別な傾向はない。

(表46)

表46 雇用労働者の年齢別年数調査

昭和28年2月

市人少年局調査

都府県名	性別	人員	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	無記入
山形	男	1			1							
	女	34	4	6	2	6	4	6	5		1	
茨城	男	14	1	5	4	2		1	1			
	女	59	7	5	11	7	8	14	4	2	1	
栃木	男	5			1	2	2					
	女	25	3	2	3	6	1	6	3		1	
群馬	女	24	2		5	4	6	5	2			
埼玉	男	6	2	1		2	1					
	女	45	10	8	11	2	5	7	1	1		
東京	男	12	3	1	2		1	1	2		2	
	女	22	3	3	6	3	1	2	2			2
神奈川	男	1							1			
	女	32	6	3	6	4	3	8	1	1		
新潟	男	5	2			1	1		1			
	女	54	7	5	4	7	5	15	5	4		
福井	男	9			5				7	1	2	
	女	38	3	3	2	4	3	4	3	4	12	
山梨	女	28	4	3	4	5	4	7	1			
愛知	男	1					1					
	女	28	1	3	3	4	4	8	3		2	
滋賀	女	28	3	9	5	3		3	2		2	1
京都	男	5	1		1	1		1		1		
	女	35	5	2	7	7	3	4	3	2	2	
兵庫	男	5	1	2		2						
	女	27	2	6	5	3	4	5	2			
鹿児島	男	1		1								
	女	50	7	13	10	6	4	3	6		1	
計	男	65	10	10	14	10	6	3	6	2	4	0
	女	527	67	71	84	71	55	97	43	14	22	3
	計	592	77	81	98	81	61	100	49	16	26	3
	%	100	13.0	13.7	16.5	13.7	10.3	16.9	8.3	2.7	4.4	0.5

6. 雇主との関係

雇用労働者の雇主との関係をみると他人が、当然のことながら477人を最も多く8割を占めるが、親類と答えた人も70人で11.8%あり、ついで縁故の34人、無記入のもの11人の順となつてゐる。

(表47)

表47 雇用労働者と雇主との関係

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	親 類	縁 故	他 人	無記入
山 形	男	1			1	
	女	34	1	5	33	
茨 城	男	14	4	1	8	1
	女	59	6	2	48	3
栃 木	男	5			5	
	女	25	3		22	
群 馬	女	24	1	1	22	
埼 玉	男	6	1		5	
	女	45	5		39	1
水 京	男	12	2		9	1
	女	22	2	1	17	2
神 奈 川	男	1			1	
	女	32	6		26	
新 潟	男	5			5	
	女	52	8	1	42	1
福 井	男	9	5	1	3	
	女	38	7	1	29	1
山 梨	女	28		1	27	
愛 知	男	1	1			
	女	28	2	1	25	
滋 賀	女	28	3		25	
	男	5	1	1	3	
京 都	男	35	2	4	29	
	女	5	1	1	3	
兵 庫	男	27	4	13	10	
	女	1			1	
鹿 児 島	男	50	5	5	39	1
	女	65	15	4	44	2
計	男	527	55	30	433	9
	女	592	70	34	477	11
	計	1119	125	64	910	20
	%	100	11.8	5.7	80.6	1.9

7. 前 職

雇用労働者が現在の事業場で働く前の仕事をみると、他工場で働いていたものが214人で、経験年数と勤続年数の表からうかやえるように、36.1%と多く、次いで家事又はその手伝いをしていたもの194人、学校へ行っていたもの99人などが多い方である。

(表48)

表48 雇用労働者の前職

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	学 校	女 中	他工場	家 事	その他	無記入
山 形	男	1	1	1	1	1	1	1
	女	34	4	1	12	14	3	
茨 城	男	14	2			2	3	
	女	52	19	3	14	19	2	2
栃 木	男	5	1		3		1	
	女	25	4		10	11		
群 馬	男							
	女	24	3	1	10	3	2	5
埼 玉	男	6	1		5			
	女	45	3	3	22	15	2	
東 京	男	12	2		3	3	3	1
	女	22	9		4	7		2
神 奈 川	男	1			1			
	女	32	8	2	9	11	2	
新 潟	男	5	2		2		1	
	女	52	11	2	16	17	5	1
福 井	男	9	3		2		4	
	女	38	1	1	17	16	3	
山 梨	男							
	女	28	3		9	14	2	
愛 知	男	1	1					
	女	28	1		18	2		
滋 賀	男							
	女	28	4		11	9	4	
京 都	男	5	1		4			
	女	35	3		24	11	1	
兵 庫	男	5	1		1		3	
	女	27	3		16	12	2	
鹿 児 島	男	1			1			
	女	50	1	1	6	25	16	1
計	男	65	22		22	5	15	1
	女	527	77	14	192	189	44	11
	計	592	99	14	214	194	59	12
	%	100	16.7	2.4	36.1	32.8	10.0	2.0

8. 職業紹介者

就職経路を紹介者によつてみると知人の紹介が最も多く244人で約半数にあたり。父母、兄弟、姉妹の紹介によるものが116人で2割弱、親類の紹介が76人、作業場の友人と答えたもの34人である。その他と答えた93人のなかでは自分で直接探した、附近だから、現在の雇主に依頼された、などが多く、民生委員、学校の先生に紹介された、小沢の時から育てられた、事業主の娘と友人などが1名づつある。

(表49)

表49 雇用労働者の職業紹介者

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	父母、兄弟、姉妹	親類	知人	広告	作業場の友人	職安	その他	異記入
山梨	男	1								
	女	34	5	5	12	1	3	1	7	
茨城	男	14	7	2	4					1
	女	59	23	6	20		4		5	1
栃木	男	5			3				1	
	女	25	4	5	11		1	1	3	
群馬	男	24		3	12		4		1	4
	女	6		1	3		1	1		
埼玉	男	45	3	9	23	1	3		6	
	女	12	3	3	3	1	1		1	
東京	男	22	8		9		1		2	2
	女	1			1					
神奈川	男	32	10	2	12			1	7	
	女	5	1		2				2	
新潟	男	52	17	10	11		4		7	3
	女	9	4	1			1		3	
福井	男	38	4	2	9		2		21	
	女									
山梨	男	28	1	4	19	1	1		2	
	女	1		1						
愛知	男	28	3	1	13				11	
	女									
滋賀	男	28	7	3	16		1		1	
	女	5	2		3					
京都	男	35	8	5	14	5	3			
	女	5		1	1			1	2	
兵庫	男	27		6	17		2	1		1
	女	1								
鹿児島	男	50	6	6	26		2		10	
	女									
計	男	65	17	9	20	1	3	4	10	1
	女	527	99	67	224	8	31	4	83	11
	計	592	116	76	244	9	34	8	93	12
	%	100	19.6	12.8	41.2	1.5	5.8	1.4	15.7	2.0

Ⅱ. 労働条件

1. 2月中の就業日数

家族労働者では26日が49人(26.8%)、24日が33人(18%)、20日が30人(16.4%)、15~19日が21人の順で、その他は表50で見られるようにいずれも10人以下となっている。24日、25日、26日就業の人を合計すると92人(50.2%)であるから、家族労働者の半数は24~26日就業したわけである。又28日就業が6人あつたのは2月中休日なしで働いたものと思はれる。なお2月は曜によつては旧正月の関係で他の月より休日が多かつたものと思われる。例えば福井では全員が15~20日就業となつてゐる。

雇用労働者の2月中の就業日数は表51のとおりであるが、山梨は3月分について調査しているのので、いずれも26日以上就業となつてゐるが、2月と3月では替の上でも3日差があるので除外すると最も多いのは24日就業の111人、26日 85人、20日 64人などで、20日から26日就業の人数を合計すると436人となり77.3%を占める。

なお 0~10日就業のものが19人あるが、病気のため休んだものと、2月の下旬又は3月からつとめ始めたため就業日数が少ないものである。福井では雇用労働者も47人のうち31人が15~19日就業となつてゐる。

2. 2月の欠勤日数

2月中に休日以外に何日欠勤したかを調べたものが表52及び表53である。家族・雇用労働者ともに欠勤なしが最も多く、家族労働者の場合106人(57.4%)、雇用労働者では336人(56.8%)で、いずれも半数強を占める。

家族労働者の場合 1日以上欠勤してゐる人はいずれの場合も5%以下でしいていえば 2日欠勤が9人(4.9%)、3日欠勤8人(4.4%)、7日欠勤6人(3.3%)、5日、6日欠勤各5人(2.2%)

の順であるが傾向といつたものは見られない。

雇用労働者の場合は2日欠勤55人(9.3%)、1日欠勤46人(7.8%)などが多い方で細かにみると幾多の例外はあるが、大体欠勤日数が多くなる程人員は少くなる傾向にある。

表50 家族労働者の2月中の就業日数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	日 0-10	日 11-14	日 15-19	日 20	日 21	日 22	日 23	日 24	日 25	日 26	日 27	日 28	原 記 入
山 形	男	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	12			1	2	1		3	2	1	2			
茨 木	男	7			1					1		5			
	女	9			1	1						6			1
群 馬	男	7				3						4			
	女	16			1	3	2	3				5		2	
埼 玉	男	8				3				1		3			
	女	9				3				4		2			
東 京	男	8			1					2		4			1
	女	6							1	2		1	1		1
神 奈 川	男	4						1		1			1	1	
	女	9				2				5		1		1	
新 潟	男	14								2	4	8			
	女	12	1							2	3	6			
福 井	男	5			2	3									
	女	11			5	6									
山 梨	男	5			1	4									
	女	7	1		2	2		1		1					
滋 賀	男	10	2		3			1		3	1				
	女	10	2		3			1		3	1				
京 都	男	4								3				1	
	女	3			1					2					
兵 庫	男	4								3				1	
	女	3			1					2					
徳 島	男	4				1							2	1	
	女	12	1	1	2				2	1	1		2	1	
計	男	67	0	0	5	11	1	2	0	11	4	26	3	3	1
	女	116	5	1	16	19	3	5	6	22	6	23	3	3	4
	計	183	5	1	21	30	4	7	6	33	10	49	6	6	5
	%	100	2.7	0.5	11.5	16.5	2.2	3.8	3.3	18.0	5.5	26.8	3.3	3.3	2.7

表51 雇用労働者の2月中の就業日数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	0-10	11-14	15-19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
山形	男	1															
	女	34		1	3	3	4		2		5	4	11	1			
茨城	男	14				2	4	4	1		1	2					
	女	59	1		2	4	13	17	12	3	4	3					
栃木	男	5			3								2				
	女	25			3	5	1				2	1	12				1
群馬	男	24			1	7	2	2			1	11					
	女	24			1	7	2	2			1	11					
埼玉	男	6				1					3		2				
	女	45			5	4	1	6	5		10	4	10				
東京	男	12							1		6	1	1	3			
	女	22			1		1	2	2		6	2	2	2			4
神奈川	男	1									1						
	女	32		1		3	2	3	8	12	14	1	1	1			
新潟	男	1									1						
	女	52	2	1					3		9	11	26				
福井	男	9	1		7	4											
	女	38	2	5	24	7											
山梨	男	28											10	1	3	14	
	女	28															
愛知	男	1			1												
	女	28	1	4	11	9		2			1						
滋賀	男	28	1		1	4	2		4		13	1	2				
	女	28	1		1	4	2		4		13	1	2				
京都	男	5			1						3				1		
	女	35	1		1	3	1	3			23	1		2			
兵庫	男	5			1						2						
	女	27	9		4	4		1	3		4		2				
鹿児島	男	1				1											
	女	50	1	1	6	5	1	1	7		3	9	9	6	1		
計	男	65	1	0	12	6	4	4	4	0	18	3	9	3	1	0	0
	女	527	18	13	62	58	28	37	46	3	93	47	86	10	7	14	5
	計	592	19	13	74	64	32	41	50	3	111	50	95	13	8	14	5
	%	100	3.2	2.2	12.5	10.8	5.4	6.9	8.4	0.5	18.8	8.4	16.1	2.2	1.4	2.4	0.8

註 山梨のみは3月中の就業日数である。

表 52 家族労働者の2月中の出勤日数

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	日 0	日 1	日 2	日 3	日 4	日 5	日 6	日 7	日 8	日 9	日 10	日 11	不明
山形	男	5	3	1	1										
	女	12	5	1	4			1	1						
茨城															
栃木	男	7	6							1					
	女	9	6						1	1					1
群馬	男	7													7
	女	16													16
埼玉	男	4	4												
	女	9	5		1				3						
東京	男	8	4	1		1				1			1		1
	女	6	4					1							1
神奈川	男	4	4												
	女	9	7			1				1					
新潟	男	14	10	1	1	1				1					
	女	12	10					1						1	
福井	男	5	3		1	1									
	女	11	10				1								
山梨															
愛知	男	5	5												
	女	7	5												2
滋賀	男	1													
	女	10	4		1			1				1		3	
京都															
兵庫	男	4	3			1									
	女	3	2							1					
鹿児島	男	4	3							1					
	女	12	3			2	1	1					1	2	1
計	男	67	45	2	3	5				3			1		8
	女	116	61	1	6	3	2	5	5	3		1	1	7	27
	計	183	106	3	9	8	2	5	5	6		1	2	7	27
	%	100	57.9	1.6	4.9	4.4	1.1	2.7	2.7	3.3		0.5	1.1	3.8	10.0

表 5.3 雇用労働者の 2 月中の出勤日数

昭和 28 年 2 月 婦人労働局調

都府県名	性別	人員	0日	半日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	不明
山 形	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女	34	22		1	1	3	2	2	1			1		1	
茨 城	男	14	13						1							
	女	59	40	2	6	5		1	2		1	1			1	
栃 木	男	5	2								2				1	
	女	25	12		1	2		1	1	5	2					1
群 馬	女	24	22		2											
埼 玉	男	6	5						1							
	女	45	18		3	7	5	6	3	1	1	1				
東 京	男	12	9		2	1										
	女	22	9		4	3	1							1		4
神 奈 川	男	1			1											
	女	32	29			2									1	
新 潟	男	5	3			2										
	女	54	29	6	4	4			3				1	1	1	3
福 井	男	9	1		2	3	1	1						1		
	女	39	16		4	4	6	1	3		2				2	
山 梨	女	28	20		4	3	1									
愛 知	男	1	1													
	女	28	14		3	4	1		2	3						1
滋 賀	女	28	16		4	1	2	1	1		2				1	
京 都	男	5	5													
	女	35	27			3	1	2								2
矢 野 庫	男	5	5													
	女	27	6		3	2	1	5		1	1				3	6
鹿 児 島	男	1									1					
	女	50	11		2	8	7	1	5		6	2	1	2	3	2
計	男	65	45		5	6	1	1	2	1	2			1	1	
	女	527	291	8	41	49	28	20	22	11	14	4	3	4	13	19
	計	592	336	8	46	55	29	21	24	12	16	4	3	5	14	19
	%	100	56.8	1.4	7.8	9.3	4.9	3.5	4.0	2.0	2.7	6.7	0.5	0.8	2.4	3.2

3. 2月の手取賃金額

雇用労働者について 2月中の手取賃金額を調べた結果、最も頻度の多いのは3,000円以上4,000円未満の165人(27.9%)ついで2,000円以上3,000円未満の133人(22.4%)であり、この兩者を合せると、つまり2,000円以上4,000円未満の手取賃金を得た人が、全体の略3半分に当る。その次は5,000円以上10,000円未満109人(18.4%)、4,000円以上5,000円未満88人(14.9%)である。女子労働者のみについてみても同じ傾向がみられるが、男子労働者だけを見ると5,000円以上10,000円未満が最も多く23人で3人に当り、ついで3,000円以上4,000円未満12人、2,000円以上3,000円未満9人の順となっている。

表54 2月の手取賃金額

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人員	2月の賃金手取額										その他	不明
			ナシ	1,000以下	1,000以上1,999以下	2,000以上2,999以下	3,000以上3,999以下	4,000以上4,999以下	5,000以上5,999以下	6,000以上6,999以下	7,000以上7,999以下	8,000以上8,999以下		
山形	男	1												
	女	34			4	16	7	3	4					
茨城	男	14		1	1	2	3	5	2					
	女	59		4	2	10	28	13	2					
栃木	男	5					2	1	2					
	女	25		2	3	5	6	7	2					
群馬	男	24		1	1	2	3	2	10					5
	女	6				1	2		3					
埼玉	男	45			2	12	20	9	2					
	女	12					1		2		2		1	1
東京	男	22	2		1	12	4	2						1
	女	1												
神奈川	男	12		0	3	10	16	2	1					
	女	5				1		1	3					
新潟	男	52			1	1	13	14	19					4
	女	2				3	2		4					
福井	男	38		1	3	10	12	8	3					1
	女	28			1	4	3	4	5			3		8
滋賀	男	1				1								
	女	28		1	5	13	5	3	1					
愛知	男	28		1	1	6	9	6	5					
	女	5					1				4			
京都	男	35	1			3	2		21	8				
	女	5				1								3
兵庫	男	27			1	4	15	1						6
	女	1												
鹿児島	男	50		1	6	16	10	6	11					
	女	65		1	1	9	12	8	23	6		1	4	
計	男	527	3	11	34	124	153	80	86	8	3	25		
	女	592	3	12	25	133	165	88	109	14	4	29		
	計	1119	6	23	59	257	318	168	195	22	7	54		
	%	100	0.5	2.0	5.4	22.4	27.9	14.9	18.4	2.4	0.7	4.9		

今、女子労働者のみについて府県別にみると、5,000円以上10,000円未満が最も多いのは群馬、新潟、山梨、京都などであり、4,000円以上5,000円未満が多いのは栃木、3,000円以上4,000円未満が多いのは茨城、神奈川、福井、滋賀、兵庫である。2,000円以上3,000円未満が多いのは山形、東京、愛知、鹿児島であつた。10,000円以上をとる男女14人のうち、女子の全員8人と男子のうち4人は京都が占め、残りの男子2人は東京が占めている。比較的高給者の多い京都区制にとると男子最高は15,000円、女子最高は14,000円である、勿論賃金は経験年数、年令、技能により、又労働時間によつて左右されるものであるから、こゝで一概に賃金の高低を云々するつもりはない。又山形の場合、女子の最高額は7,000円であるが、この人は午前9時から午後7時までが勤務時間で2月中の残業回数は26回、1回平均の残業時間は2時間半である。

表54のうち、その他として計上されている4人はいずれも年払のもので、その額は20,000円、30,000円及び35,000円2名である。

不明29人のうち大部分は無記入のものであるが、雇主が直接家へ送るのかわからないもの1人、3人を一纏にもらうのかわからないもの3人あつた。

1,000円未満のうち大部分は2月中に雇用されたもの、又は病気などのため稼働日数が少かつたものと思われる。

4. 賃金支払日

賃金の支払日がきまつているものは497人で84%を占め、そのうち月1回が480人で殆んどが月1回払である。支払日は月末又は月初めである。きまつてないと答えたなかにも月1回と記入しているものや大体月初め又は大体月末と答えたものがあるので、月1回払がこの状態における支配的形態と思われる。

きまつてないと答えたうちでは鹿児島49人が目立つて多いが、そのうちでは織つた時2人、月2回2人、月1回1人があつた。

又支払日はさまつてゐるが、その日に支払われたことはないと思
えたものが福井に1人あつた。

その他に計上された3人はいづれも年払のものである。

(表55)

表55 賃金の支払日

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人数	さまつていない	さまつてゐる				無記入	その他
				さまつては	月1回	月2回3回	無記入		
山形	男	1		1					
	女	34		34	34				
茨城	男	14		14	14				
	女	59		59	58		1		
栃木	男	5	1	4	4				
	女	25	3	22	22				
群馬	女	24	2	17	17			5	
埼玉	男	6		6	6				
	女	45		45	45				
東京	男	12	2	8	7	(2回)1		1	1
	女	22	2	18	18			2	
神奈川	男	1		1		(2回)1			
	女	32		31	31			1	
新潟	男	5	1	4	4				
	女	52		52	46		6		
福井	男	9		9	9				
	女	38	4	32	31		1	2	
山梨	女	28	5	19	19			2	2
愛知	男	1	1						
	女	28		27	23	(3回)4		1	
滋賀	女	28		28	28				
京都	男	5		5	5				
	女	35		34	31	(2回)3		1	
兵庫	男	5		5	5				
	女	27	3	21	21			3	
鹿児島	男	1	1						
	女	50	44	1	1				
計	男	65	6	57	55	2		1	1
	女	527	68	440	425	7	8	12	2
	計	592	74	497	480	9	8	13	3
	%	100	12.5	84.0				3.0	0.5

5. 臨時賞与又は現物給与

2月中に臨時賞与又は現物給与を得たものは97人、貰わないものは477人で貰わないものが圧倒的に多いが、過去1年間に貰ったかどうかをみると、この数字はほぼ逆転して、貰ったものが8割で480人、貰わないものが94人となつてゐる。貰わないものは殆んど昨年は現在の事業場につとめてN口かつたものとみられ、従つて、現物又は現金、或いはその両者を、金銭価値の多寡は問はず貰つてゐるのが大部分と思われる。(表56)

表56 臨時賞与現物給与

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	2 月 に			この1年間に		
			貰つた	貰わない	無記入	貰つた	貰わない	無記入
山 形	男	1						
	女	34		34		28	6	
茨 城	男	14	11	3		14		
	女	57	39	17	3	59		
栃 木	男	5		5		5		
	女	25		25	25	20	5	
群馬	男	24	1	18	5	18	1	5
	女	6		6		5	1	
埼 玉	男	45	1	44		33	12	
	女	12		9	2	12		
東 京	男	22	4	16	2	18	1	3
	女	1		1		1		
神奈川	男	32	7	25		25	7	
	女	5		5		4		1
新 潟	男	52	1	49	2	44	3	5
	女	9		8	1	8	1	
福 井	男	38	4	31	3	34	4	
	女	28	9	19		23	4	1
山 梨	男	1		1			1	
	女	28	3	25		24	4	
愛 知	男	28		28		22	6	
	女	5		5		5		
滋 賀	男	35		35		22	13	
	女	5		5		3	1	
兵 庫	男	27	10	17		15	10	
	女	1		1		1		
鹿 児 島	男	50	6	44		39	13	
	女	65	12	50	3	58	5	2
計	男	527	85	427	15	422	89	16
	女	592	97	477	18	480	94	18
	計	1119	182	904	33	902	183	34
		%	16.4	80.6	3.0	81.1	15.9	3.0

臨時賞与又は現物給与の内容は事業場によりまちまちであり、そのなかでも勤続年などにより考慮されるようであるが、大体において、金と正月に反物／反づつ程度が多いようである。

例えば、矢庫西股地区の例をあげると過去1年間に貰ったものは男子3人、女子15人であつてその内容は次のとおりである。

性別	人員	金	正 月
男	1	手拭3枚 シャツ1枚	1,000円
男	1	1,000円 下駄1足	メリヤスシャツ1枚 ゴムゾウリ1足
男	1	1,000円 下駄1	300円 メリヤスシャツ1枚 ゴムゾウリ1枚
女	4	反物1反	反物1反
女	3		反物1反
女	2	1,000円 下駄1足	反物1反 ゴムゾウリ1足
女	1	反物1反	反物1反 300円
女	1	反物1反	着物1枚
女	1	反物1反 130円	反物1反
女	1	反物1反	反物1反 1,500円
女	1		反物1反 1,000円
女	1		反物1反 1,500円

6 通勤時間、通勤方法

通勤所要時間30分未満の人は290人で通勤者の8割強であり、そのうちでは10分未満が142人で10分以上30分未満の148人と略々近い数字である。30分以上は30人で1割に満たない。

通勤の方法は徒歩が290人で8割強にあたり、自転車、電車、汽車、バスなどによるものが41人(11.6%)である。(表57)

表57 通勤所要時間及通勤方法

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	通勤人員	通 勤 時 間				通 勤 方 法				
			10分未満	10分以上 30分未満	30分以上	無記入	徒歩	自転車	電車汽車	バス	無記入
山 形	男	0									
	女	29	15	11	3		27		2		
茨 城	男	3	2	1			2	1			
	女	29	16	6	2	5	26	1			2
栃 木	男	5	1	4			1	3	1		
	女	12	4	6	1	1	9	2	1		

群馬	女	18	6	4		8	9		1		8
埼玉	男	5	1	3	1		1	3	1		
	女	36	14	22			36				
東京	男	6	3	1	1	1	2	3			1
	女	14	4	5		5	7	1		1	5
神奈川	男	1		1			1				
	女	19	7	2	4	6	17			1	1
新潟	男	3	3				3				
	女	36	11	21	3	1	33			2	1
福井	男	9	5	2	2		7		2		
	女	36	20	11	5		32		4		
山梨	女	2				2	1				1
愛知	男	1	1					1			
	女	23	10	13			20	3			
滋賀	女	23	6	14	3		23				
京都	男	3		3				3			
	女	23	8	10	5		21		1	1	
兵庫	男	2				2					2
	女	9	1	6		2	6			1	2
鹿児島	男	1	1				1				
	女	6	3	2		1	5			1	
計	男	39	17	15	4	3	18	14	4		3
	女	315	125	133	26	31	272	7	9	7	20
	計	354	142	148	30	34	290	21	13	7	23
	%	100	40.1	41.8	8.5	9.6	81.9	5.9	3.7	2.0	6.5

7 休日の利用

家族労働者と往込労働者について休日に事業主の家事の手伝い、又は工場の掃除などを互にするかどうかを見ると、家族労働者では約半数が自由と答え、残りは殆んどが工場の掃除、機械の手入、事務の手伝い、家事、その他の作業をするものである。(表58)

往込労働者では88%の210の人が自由と答え、その1割に当る21人が作業場の掃除、家事の手伝い、家の掃除などを互にするものである。すると答えになかにも朝便所掃除を行うものや、自由と作業場の掃除という人もあるので、殆んどの人が自由又はそれに近い状況であると考えてよいと思う。(表59)

表58 家族労働者の休日

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	自 由	工場掃除	機械の手入	事務の手伝い	その他	記入なし
山 形	男	5	3		2			
	女	12	8	4				
茨 城								
栃 木	男	7	2	2	3			
	女	9	5	1			3	
群 馬	男	7	1	1	5			
	女	16	2	8			1	5
埼 玉	男	4	4					
	女	9	3				6	
東 京	男	8	8					
	女	6	2	1			3	
神奈川	男	4	4					
	女	9	4	1		1	3	
新 潟	男	14	9		3	2		
	女	12	10				2	
福 井	男	5	2		2		1	
	女	11	2		1		8	
山 梨								
愛 知	男	5	1		これらの二つ以上とするもの			
	女	7	1	2	これらの二つ以上とするもの			
滋 賀	男							
	女	10	7				3	
京 都								
兵 庫	男	4			2	両方とするもの		
	女	3	2	1			1	
鹿児島	男	4	3					1
	女	12	9				2	1
計	男	67	37		27		2	1
	女	116	55		24		31	6
	計	183	92		51		33	7
		%	100	50.3	27.9		18.0	3.8

表59 住込労働者の休日

昭和28年2月婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	自 由	作業所の掃除	家事の手伝い	その他	無記入
山 形	男	1					
	女	5	5				
茨 城	男	11	11				
	女	30	27	3			
栃 木	男						
	女	13	10			3	
群 馬	女	6	6				
埼 玉	男	1	1				
	女	9	6		2		1
栗 木	男	6	6				
	女	8	5	3			
神 奈 川	男						
	女	13	11		2		
新 潟	男	2	2				
	女	16	16				
福 井	男						
	女	2			2		
山 梨	女	26	26				
愛 知	男						
	女	5	5				
滋 賀	女	5	5				
京 都	男	2	1			1	
	女	12	11				1
兵 庫	男	3	2	1			
	女	18	18				
鹿 児 島	男						
	女	44	36	3			5
計	男	26	23	1		2	
	女	212	187	9	6	3	7
	計	238	210	10	6	5	7
	%	100	88.2		8.8		3.0

8. 居室、家事の手伝い(住込労働者)

(1) 住込労働者の居室

個室が最も多く95人(39.9%) 寄宿舍が88人(37.0%)
家族と同居49人(20.6%)の順である。その他のうち1人は
作業場に併設された部屋に居住し、大は外へ働きに行くという
ものであった。(表60)

表60 住込労働者の居室及び家事の手伝い 昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	性別	人 員	居 室					家事の手伝い		
			個 室	寄 宿 舎	家族と同居	その他	無記入	する	しない	無記入
山 形	男	1			1			1		
	女	5	4		1			4	1	
茨 城	男	11	6	2	2		1	4	1	6
	女	30	15	6	8		1	19		11
栃 木	男									
	女	13	12		1			13	0	
群 馬	男	6	1		5			4		2
	女	1			1			1		
埼 玉	男	9	5		3	1		9		
	女	6	1		5			3	1	2
東 京	男	8	2		6			8		
	女									
神 奈 川	男									
	女	13	6	1	5		1	11		2
新 潟	男	2	1	1				1	1	
	女	16	6	10				9	1	6
福 井	男									
	女	2	1		1			2		
山 梨	男	26	20		6			8	18	
	女									
愛 知	男	5	4			1		1	4	
	女	5	4		1				5	
滋 賀	男	2		1	1			2		
	女	12	4	8				5	7	
兵 庫	男	3		3					2	1
	女	18	2	16	2			12	2	4
鹿 児 島	男									
	女	44	1	42			1	7	4	33
計	男	26	8	7	10		1	12	5	9
	女	212	87	81	39	2	3	112	42	58
	計	238	95	88	49	2	4	124	47	67
	%	100	39.9	37.0	20.6	0.8	1.7	52.1	19.7	28.2

(2) 家事の手伝い

休日における家事に関しては「7. 休日の利用」のとおりであるが、平常雇主の家事の手伝いをするかどうかについては、するものが124人で52.1%、しないものは48人であるが、無記入の67人は家事の手伝いをしないものではないかと疑われる。(表60)

9 生理休暇

家族労働者では2月中に生理のため就業しなかった人が58人で約半数、無記入53人、休んだもの4人で、無記入は休まなかったものと考えられるが、明白に生理のため休んだ人は極めて少く3.5%であり、そのうち1日が1人、2日2人、日数不明1人となっている。

雇用労働者では休まない人と休んだ人との比は約10:1の割合で、休んだ人のなかでは早退を含めて、1日休んだもの23人で半数近く、1日半を含めて2日休んだもの16人という状況である。(表61)

表61 雇用労働者の生理休暇(2月中)

昭和28年2月 婦人少年局調

都府県名	女子人数	休まぬ	休んだ	休んだ日数				無記入
				1月	2月	3月	その他	
山形	34	34						
茨城	59	48	9	6	3			2
栃木	25	24	1	1				
群馬	24	14	10	4	3		5日 3 15日	
埼玉	45	36	7	5	1		早退 1	2
東京	22	20						2
神奈川	32	31	1	1				
新潟	52	51						1
福島	38	27	4	1	2	1		7
山梨	28	26	2		2			
愛知	28	28						
岐阜	28	28						
京都	35	33	1		1			1
兵庫	27	15	11	4	4	2	1	1
奈良	50	46	1				1	3
計	527	461	47	22	16	3	6	19
%	100	87.5	8.9					3.6

10 家族補助の有無

雇用労働者で家計の補助をする者は自分で家族を養う場合をも含めて、451人(76.2%)で、家計へ出さないもの118人(19.9%)、無記入23人で全体の $\frac{3}{4}$ 以上が家計の補助をしているわけである。男女別にみると、この率は男子の方がやや高く80%、女子は75.7%である。(表62)

表62 家計補助の有無

昭和28年2月 婦人少年局調

都 府 県 名	性別	人 員	出 寸	出さぬ	無 記 入
山 形	男	1	1	1	1
	女	34	24	10	
茨 城	男	14	10	2	2
	女	59	40	15	4
栃 木	男	5	5		
	女	25	17	8	
群 馬	男	24	16	3	5
	女	6	6		
埼 玉	男	45	38	7	
	女	12	10	2	
栗 京	男	22	18	2	2
	女	1	1		
神 奈 川	男	32	25	6	1
	女	5	5		
新 潟	男	52	46	6	
	女	9	9		
福 井	男	38	35	1	2
	女	28	16	10	2
山 梨	男	1		1	
	女	28	24	4	
愛 知	男	28	22	6	
	女	5	3	2	
滋 賀	男	35	29	6	
	女	5	1	1	3
京 都	男	27	18	7	2
	女	1	1		
兵 庫	男	50	31	19	
	女	65	52	8	5
鹿 児 島	男	527	399	110	18
	女	592	451	118	23
計	計	100	76.2	19.9	3.9
	%				

第五部 生活時間調査

此の調査は事業場調査を行つた事業場のノ部労働者について生活時間を一週間にわたり記入を依頼し、その記入に基いてノ日平均の actual 時間、休憩時間、睡眠時間を個人別に計算し県毎にまとめたものである。

調査対象数は表 63 のとおりであつて家族労働者 154 人、雇用労働者 241 人、合計 395 人で、対象事業場の労働者 1,029 人に対し合計では 38.4%，家族については 46.5%，雇用労働者については 34.5% に達する。

調査の時期は昭和 28 年 2 月中のノ週間である。

ノ 実働時間

(1) 実働時間

拘束時間から休憩時間を差引いたもの、つまり実際の労働時間を家族労働者と雇用労働者にわけてみたのが表 64 及び表 65 であるが、一般に雇用労働者の実働時間は家族労働者のそれよりも長くなつてゐる。これは家族労働者のうちには家事なども行うもの（例えば妻）が従事してゐるためと思われ

表 63 生活時間調査対象数

昭和 28 年 2 月 婦人少年局調

市町村名		計	家族	雇用
山形	形	40	20	20
茨城	城	32	10	22
栃木	木	40	19	21
群馬	馬	13	7	6
埼玉	玉	21	5	16
東京	京	13	4	9
神奈	奈	21	10	11
新潟	新	39	17	22
福島	井	25	12	13
山梨	梨	16	0	16
愛知	知	32	15	17
滋賀	賀	22	3	19
京都	都	29	10	19
兵庫	庫	14	5	9
鹿児島	児島	38	17	21
計		395	154	241
%		100	39.0	61.0

表64 家族労働者の実働時間

昭和28年2月 婦人少年局調

郡名	人員	6時間 以内	7時間 以内	8時間 以内	9時間 以内	10時間 以内	11時間 以内	12時間 以内	13時間 以内	13時間 を超え 24時間
山形	20	2	3	3	1	8	2	1		
茨城	10	2	1	2	1	3	1			
新潟	19	5	4	2	2	2	3		1	
群馬	7				1		2	2		2
栃木	5	1		1	2		1			
東京	4			3	1					
神奈川	10	3	1		3	3				
新潟	17	8	3	1	2	3				
福島	12		2	3	1	2	2	2		
山梨	0									
愛知	15	5	3	3	4					
滋賀	3			1	1	1				
京都	10	1	1	1	1	2	2	1	1	
兵庫	5	1	1			3				
奈良	17	3	4	3	5		1	1		
計	154	31	23	23	25	27	14	7	2	2
%	100	20.1	14.9	14.9	16.3	17.5	9.1	4.6	1.3	1.3

表65 雇用労働者の実働時間

昭和28年2月 婦人少年局調

郡名	人員	6時間 以内	7時間 以内	8時間 以内	9時間 以内	10時間 以内	11時間 以内	12時間 以内	13時間 以内	13時間 を超え 24時間
山形	20			2	7	3	7	1		
茨城	22			4	15	2	1			
新潟	21				7	1	11	2		
群馬	6					1	4	1		
栃木	16			1	5	6	4			
東京	9	1		8						
神奈川	11			4	4	2	1			
新潟	22				3	10	7		2	
福島	13					9	3	1		
山梨	16	1			2		4	2	2	5
愛知	17		1	4	7	3	2			
滋賀	19	1		7	8	1		1	1	
京都	19			1	4	5	4	5		
兵庫	9				1		5	1	2	
奈良	21		1	1	6	6	5	1		1
計	241	3	2	32	69	49	58	15	7	6
%	100	1.2	0.8	13.3	28.6	20.3	24.1	6.2	3.0	2.5

る。

例えば家族労働者の平均労働時間は、6時間以内が最も多く2割に当る31人が該当している。ついで10時間以内17.5%、9時間以内16.2%、8時間以内と7時間以内が夫々14.9%、11時間以内9.1%の順である。そして154人の家族労働者のうち半数は労働時間8時間以下の人達である。

これに対して雇用労働者の場合は9時間以内69人が最も多く28.6%、11時間以内がこれについで24.1%、それから10時間以内20.3%、8時間以内13.3%、12時間以内6.2%の順となつてゐる。そして雇用労働者241人のうち9時間以下の労働時間の人達は43.9%に当る106人である。

雇用労働者のなかでは東京が全員8時間以下の労働時間であり比較的労働時間が短いのと、山梨で16人のうち5人が13時間を超え、10時間を超えるものは前の5人を含めると13人を占めて労働時間の長いのが対照的に目立つ。

(2) 最低、最高、平均労働時間

家族労働者の場合、山梨を除く14都府県の平均では最低は5時間12分、最高は10時間50分、平均8時間9分作業に従事し、雇用労働者は15都府県平均で最低7時間27分、最高11時間34分、平均9時間22分で、両者を比較するといづれも雇用労働者の方が長く、平均1時間強多く労働している。更に細かく県別の平均労働時間を家族労働者と雇用労働者について比較してみると、家族労働者の平均労働時間が長いのは、群馬1時間9分、及び15分乃至5分長い福井、滋賀、東京があるだけで、比較出来な山梨を除く他の10府県ではいづれも雇用労働者の平均労働時間の方が長いものである。その差の最も大きいのは新潟4時間1分、鹿児島2時間20分などである。(表66)

表 66 最低、最高及び平均労働時間

昭和28年2月 婦人少年局調

都府 県名	家族労働者			雇用労働者			比較(家族-雇用)		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
山形	309 ^分	691 ^分	507 ^分	441 ^分	704 ^分	573 ^分	△132 ^分	△13 ^分	△66 ^分
茨城	332	618	480	430	620	514	△98	△2	△34
栃木	311	738	472	508	680	568	△197	58	△96
群馬	491	901	698	589	676	629	△98	225	69
埼玉	257	654	478	425	636	557	△168	18	△79
東京	432	497	458	356	480	453	76	17	5
神奈川	283	547	426	423	632	511	△140	△85	△85
新潟	98	569	354	487	773	595	△489	△204	△241
福井	398	716	534	577	675	519	△179	41	15
山梨	-	-	-	360	885	685	-	-	-
愛知	189	535	397	361	660	510	△172	△125	△113
滋賀	464	563	517	334	742	508	130	△179	9
京都	231	740	533	474	717	597	△243	23	△64
兵庫	401	647	554	540	727	642	△139	△80	△82
奈良	177	684	433	405	802	573	△228	△118	△140
合計	4373	9100	6841	6710	10409	8434	△1977	△424	△908
平均	312	650	489	447	694	562	△141	△30	△65
最低	98	535	354	334	480	508	-	-	-
最高	491	901	698	589	885	685	-	-	-

2 休憩時間(最高、最低、平均)

休憩時間は労働時間の場合と逆に家族労働者の方が雇用労働者より一般に長くなっている。

例えば、家族労働者は平均して最低1時間10分最高3時間5分平均2時間の休憩をしているのに対し、雇用労働者は最低54分最高1時間52分、平均1時間21分の休憩をしており、平均すると40分家族労働者の休憩時間の方が長い。

雇用労働者がより多く休憩しているのは、茨城(12分)だけで他の都府県ではいづれも家族労働者の休憩時間が多い。

又休憩時間の分布の巾は家族労働者の場合0分から358分まで広範にわたっており、雇用労働者は37分から160分までの間に分布している。

表67 最低、最高、平均休憩時間

昭和28年2月婦人少年局調

都府県名	家族労働者			雇用労働者			比較(家族-雇用)		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
山形	49 ^分	132 ^分	90 ^分	52 ^分	105 ^分	75 ^分	△ 9 ^分	27 ^分	15 ^分
茨城	53	138	84	60	122	96	△ 7	16	△ 12
栃木	38	165	109	45	140	78	△ 7	25	31
群馬	77	159	106	78	117	91	△ 1	42	15
埼玉	29	120	92	54	116	84	△ 25	4	8
東京	200	268	236	63	120	100	137	148	136
神奈川	215	358	266	52	128	96	163	230	170
新潟	9	118	71	50	97	70	△ 50	21	1
福島	55	96	59	51	69	53	4	27	6
山梨	-	-	-	55	120	88	-	-	-
愛知	52	268	163	41	125	74	11	143	89
滋賀	97	274	162	73	124	96	24	150	66
京都	5	112	70	40	72	59	△ 35	40	11
兵庫	57	81	55	39	72	54	18	9	1
徳島	55	307	117	54	160	100	1	147	17
合計	992	2596	1680	807	1687	1208	230	1029	534
平均	76	185	120	54	112	81	16	74	40
最低	0	81	55	39	69	53	-	-	-
最高	215	358	266	78	160	100	-	-	-

3 睡眠時間 (最低、最高、平均)

睡眠時間に関しては家族と雇用労働者との間に、個々の場合は種々差があるにしても全体をみた場合特異性はみられない。雇用労働者の平均睡眠時間中最低は6時間57分、最高7時間13分、平均7時間59分で、いずれも家族労働者との差は30分未満(平均9分)にとどまる。(表68)

表 68 最低、最高、平均睡眠時間

昭和28年3月婦人少年局調

府県名	家族労働者			雇用労働者			比較(家族-雇用)		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
山形	335	551	455	421	529	476	△ 86	22	△ 21
茨城	423	558	531	434	552	510	△ 11	6	21
栃木	411	529	478	416	566	474	△ 5	△ 37	4
群馬	323	481	427	435	540	488	△ 112	△ 59	△ 61
埼玉	395	515	475	375	598	474	20	△ 83	1
東京	450	585	501	446	516	487	4	49	14
神奈川	363	645	481	364	568	451	△ 1	77	30
新潟	370	545	450	355	533	466	15	12	△ 16
福井	386	676	479	391	523	491	△ 5	153	△ 12
山梨	-	-	-	428	511	466	-	-	-
愛知	316	611	484	432	613	525	△ 116	△ 2	△ 41
滋賀	473	690	570	264	616	488	209	74	82
京都	393	592	490	386	582	490	7	10	0
兵庫	417	599	530	410	512	443	7	87	87
鹿児島	399	618	506	403	535	463	△ 4	83	43
合計	5454	8175	6857	5960	8294	7192	△ 78	392	131
平均	390	584	490	397	553	479	△ 6	28	9
最低	316	481	450	264	511	443	-	-	-
最高	473	690	570	446	616	525	-	-	-

